

(仮称)第3期西東京市子ども・若者
ワイワイプラン
[素案]

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	3
2 計画の対象者	6
3 計画の期間	6
4 前計画の進捗状況	7
第2章 子ども・若者を取り巻く現状	9
1 統計データから見る現状	11
2 調査等から見る現状	18
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	37
2 基本方針	38
3 施策体系	39
4 対象別の切れ目のない支援	40
第4章 重点的な取組	43
第5章 基本的施策の展開	49
基本方針 1 子ども・若者の主体的な参加ですすめる	50
基本方針 2 おとなになることを支える	56
基本方針 3 子育て家庭の支え合い	60
基本方針 4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援	64
第6章 子ども・子育て支援事業計画(第3期)	73
1 子ども・子育て支援事業計画とは	75
2 子ども・子育て支援事業計画における設定	76
3 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	77
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	81
第7章 計画の推進体制	91
1 計画の推進体制と進行管理	92
2 計画の評価・検証	92
資料編	95
用語解説	96

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

西東京市(以下「本市」といいます。)では、平成16年3月策定の「基本構想・基本計画」に合わせて、子どもの育ち、子育て支援に関する施策や事業を総合的に推進するため、「子育て・子育てワイワイプラン(子育て支援計画)」(平成16年度から10か年)を策定しました。

国では、少子化対策の一環として、子どもが健全に育成される環境を社会全体で整備するため、平成17年に次世代育成支援対策推進法が施行されました。同法に規定される市町村行動計画が平成17年度から5年ごとに策定するものとされたことから、本市では、平成17年3月に「次世代育成支援行動計画」(平成17年度から5か年)を策定しました。

また、本市では、平成22年度から5か年の「次世代育成支援行動計画」の策定に際して、「子育て・子育てワイワイプラン(子育て支援計画)」と「次世代育成支援行動計画」を統合することとし、平成22年3月に「子育て・子育てワイワイプラン(次世代育成支援行動計画)・後期」(平成22年度から5か年)を策定しました。

平成27年度からは国の子ども・子育て支援新制度が開始され、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供と保育の量的拡大による待機児童の解消を主眼とし、市町村が実施主体となって計画的に推進することとなりました。そのため、本市では「子育て・子育てワイワイプラン」(平成27年度から10か年)に、「子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度から5か年)を内包した計画を平成27年3月に策定しました。

また、本市では、平成30年10月に、今と未来を生きるすべての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として、「西東京市子ども条例」(以下「子ども条例」といいます。)を施行しました。

令和元年度の「子育て・子育てワイワイプラン」の中間見直しにあたっては、これまでの取組に対して、さらに子ども条例の理念を十分に生かし、子どもにやさしいまちづくりを推進するための施策や事業を示す形で検討しました。令和2年3月に策定した「子育て・子育てワイワイプラン(後期計画)」(以下「前計画」といいます。)(令和2年度から5か年)は、子ども条例を推進する計画として位置づけられました。

また、同計画には、平成26年施行の子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて策定された、「東京都子供・子育て支援総合計画(中間見直し版)」(平成30年3月策定)の考え方を取り入れました。

このたび、前計画が期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果とこれからの課題への対応を推進するために、第3期計画として「子ども・若者ワイワイプラン」(令和7年度から令和16年度まで)(以下「本計画」といいます。)を策定します。

策定にあたっては、これまで本市の取組の軸となっていた基本理念や基本方針を引き継ぎながら、次に挙げる国の子育て政策の動向や社会情勢にも対応することとします。

(1)児童虐待防止に関しては、平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が施行され、平成24年施行の民法・児童福祉法の改正、平成28年施行の児童福祉法改正を経て、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえて、令和6年施行の児童福祉法改正において子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が定められました。

(2)子ども・若者への支援については、平成22年に子ども・若者育成支援推進法が施行され、子どもや若者の健全な育成を支援するための基本的な枠組みが定められ、平成28年の同法改正を経て、令和6年6月の子ども・若者育成支援法改正では家族の介護や世話などを行うヤングケアラーへの支援が強化されました。

(3)子どもの貧困対策については、平成26年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、令和元年の同法改正を経て、令和6年6月の改正ではこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改称され、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に進めていくことになりました。

(4)様々な子ども・若者に関する社会課題が浮き彫りになる中で、令和5年4月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。

同年12月には政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が策定されました。「こども大綱」は、こども施策に関する基本的な方針、重要事項が定められ、これまでの「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」が一元化されました。こども基本法第10条では、こども大綱を勘案した、市町村における子どもに関する計画を策定することが努力義務化されました。

(5)SDGs(エス・ディー・ジーズ 持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットで採択された、令和12年を期限とする持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。我が国でも、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の目標(ゴール)の達成に向けて取り組んでいます。

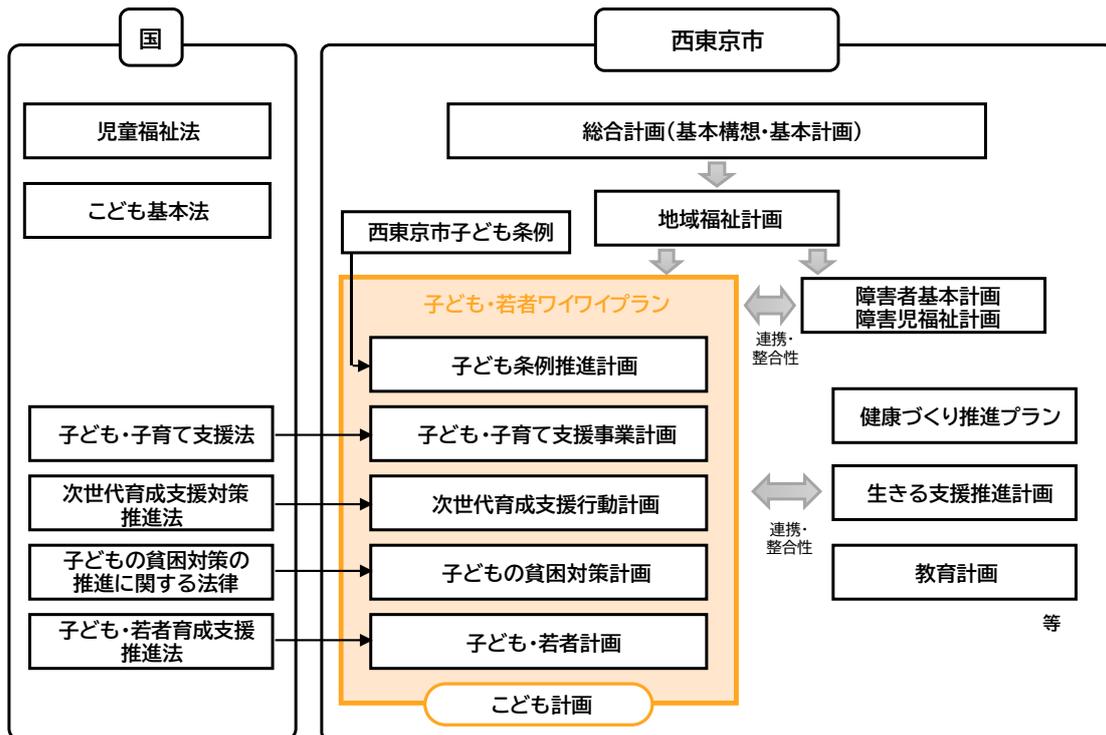
本計画は、こども基本法第10条に基づき、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、その他各法令の規定により策定する計画と一体のもとで作成することができる「こども計画」として位置付けられるものです。

また、市の最上位計画である「総合計画(基本構想・基本計画)」や、その他関連計画と整合を図り、策定しています。

<計画の変遷>

		国	国	市	国	国					
西東京市		次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援新制度	子どもの権利	子ども・若者育成支援推進	子どもの貧困対策					
平成16年(2004年)	子育て・子育てワイワイプラン(子育て支援計画)(第1期)	前期	次世代育成支援行動計画(第1期)								
平成17年(2005年)											
平成18年(2006年)		中間									
平成19年(2007年)											
平成20年(2008年)		後期									
平成21年(2009年)											
平成22年(2010年)	統合										
平成23年(2011年)	子育て・子育てワイワイプラン(第2期)	前期	次世代育成支援行動計画	子ども・子育て支援事業計画(第1期)	西東京市子ども条例	子ども・若者育成支援推進大綱					
平成24年(2012年)											
平成25年(2013年)		後期									
平成26年(2014年)											
平成27年(2015年)		子ども・若者ワイワイプラン(第3期)					5年で中間見直し	次世代育成支援行動計画	子ども・子育て支援事業計画(第2期)	子ども条例推進計画	子ども・若者育成支援推進大綱
平成28年(2016年)											
平成29年(2017年)	前期										
平成30年(2018年)											
令和元年(2019年)	後期										
令和2年(2020年)											
令和3年(2021年)	子ども基本法、こども大綱										
令和4年(2022年)											
令和5年(2023年)											
令和6年(2024年)											
令和7年(2025年)		子ども・若者育成支援事業計画(第3期) ※第6章	子ども・若者計画	子ども条例推進計画	子ども・若者計画	子どもの貧困対策計画					
令和8年(2026年)											
令和9年(2027年)											
令和10年(2028年)											
令和11年(2029年)											
令和12年(2030年)											
令和13年(2031年)	子ども・子育て支援事業計画(第4期)(予定)										
令和14年(2032年)											
令和15年(2033年)											
令和16年(2034年)											

<関連計画との連携>



2 計画の対象者

本計画の対象者は、市内のすべての子ども・若者とその家庭、子ども・若者に関わる地域住民、事業者とします。

子ども・若者の範囲は国が策定した「こども大綱」を勘案し、0歳からおおむね29歳とします。ただし、取組の内容又は必要により30歳以上の者も対象とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10か年とします。

ただし、子ども・子育て関連3法による教育や保育等の確保方策を記載した第6章については、令和11年度までの5か年とします。

本計画は、国や東京都の行政施策の動向及び社会経済情勢の変化等を見極めながら、原則として5年が経過した時点で、計画の見直しを行うこととします。第6章については、達成状況の確認と計画の見直しを、原則として年度ごとに行うこととします。

4 前計画の進捗状況

基本方針	重点的な取組	実施状況
子どもの主体的な参加ですすめる	1 子ども条例、子どもの権利や権利擁護に関する普及・啓発の充実	子ども条例の出張授業や子どもの権利擁護に関する機関紙や副読本等の発行により、普及・啓発を行った。
	2 子育て支援事業、子ども事業に関する市民参加・子ども参加の充実	児童館での中高生年代プロジェクト、図書館でのヤングアダルト世代広報誌編集など、子どもが主体的に参加できる事業を実施した。
	3 子どもの意見表明や主体的な参加の支援	市が子どもの意見を得るための手引きを作成し、市の制度や取組に対する子どもの意見表明の機会の充実を図った。
	4 児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの居場所の充実	放課後子供教室と学童クラブとの連携の機会を図るなど、居場所の仕組みづくりを進めた。
おとな(親)になることを支える	5 青少年支援の充実	特化型児童館のあり方を中高生委員と共に検討する中高生特化型児童館準備会を開催した。
	6 子どもの貧困の防止	子どもの居場所と学習支援の取組方針を策定し、子どもの居場所での学習支援の充実や学習機能の導入を推進した。
	7 「青少年が育つまち」の実現	青少年月間事業において青少年が運営に関わる機会を設けて、自立する過程を支えた。
子育て家庭の支え合い	8 子育て力向上のための取組	講習会、面談、相談会などの機会に子育てに関する情報提供や家庭に寄り添った支援を行った。
	9 子育て情報化の推進・充実	子育てハンドブック、LINE、アプリなどを活用して、必要な人に必要な情報が行き届く環境づくりに取り組んだ。
市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援	10 「子ども総合支援センター」の充実	令和2年度に児童発達支援センター、令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育てに関する相談・情報提供・サービス提供と発達支援の機能の充実を図った。
	11 利用者支援事業の推進	幼児教育・保育課の窓口や地域子育て支援センターのほか、母子保健の機会を通じて、利用希望者に対し情報を提供し、必要に応じて相談や助言を行った。
	12 保育支援の拡充	時間外保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業など、利用者の視点に立ったきめ細かなサービスの提供・確保を図った。
	13 「母子保健と保育、子育て支援」の連携強化	健診での相談、関係機関との情報共有など妊産婦や子育て中の家庭を切れ目なく継続的に見守れるよう連携を図った。
	14 防災防犯に向けた子ども・子育て家庭のための環境づくり	防災教育、青色防犯パトロール、福祉避難所の災害時用備蓄物資の定期点検など安心・安全な生活の確保に向けて取り組んだ。

第2章 子ども・若者を取り巻く現状

1 統計データから見る現状

(1)本市の位置、地勢

本市は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、東京都心の西北に位置し、東西4.8km、南北5.6km、面積15.75km²で、地形はほぼ平坦な地域です。

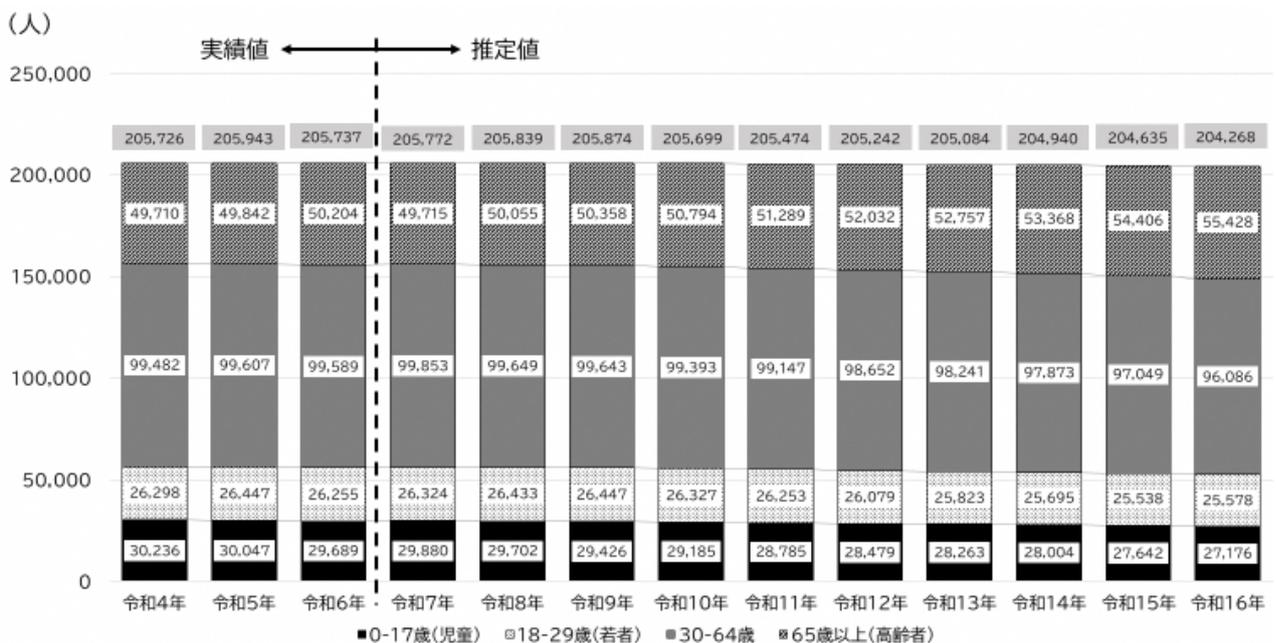
市内には、北部と南部を西武池袋線と西武新宿線が走り、5つの駅があります。さらに、新青梅街道や青梅街道をはじめとする主要幹線道路により、縦横に結ばれています。

(2)人口の状況

本市の総人口は、令和6年現在205,737人となっています。今後は、令和9年まで横ばいの状態が続き、その後減少に転じることが見込まれています。本計画の最終年度である令和16年には204,268人になると予測されています。

また、年齢区分別の人口比を見ると、令和7年以降、0～17歳、18～29歳、30～64歳の人口は微減と推定されるのに対し、65歳以上の高齢者人口は増加と推定されており、本市においても着実に少子・高齢化が進行していることがうかがえます。

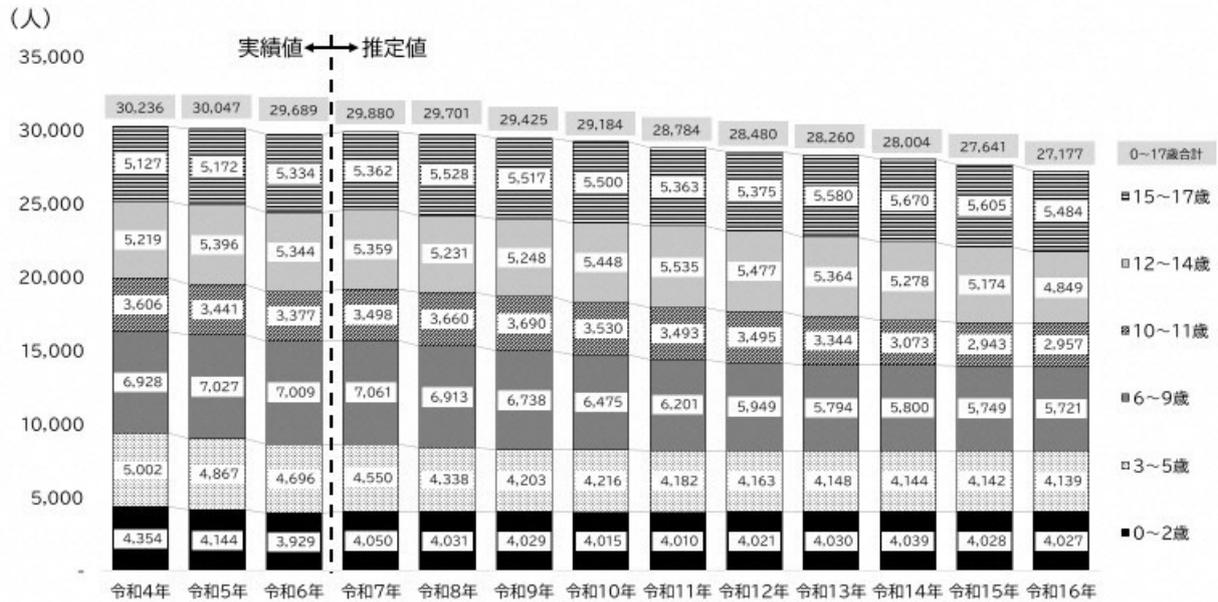
<年齢区分別人口の推移及び推計>



資料：西東京市人口推計報告書(令和4年11月)をもとに時点を修正

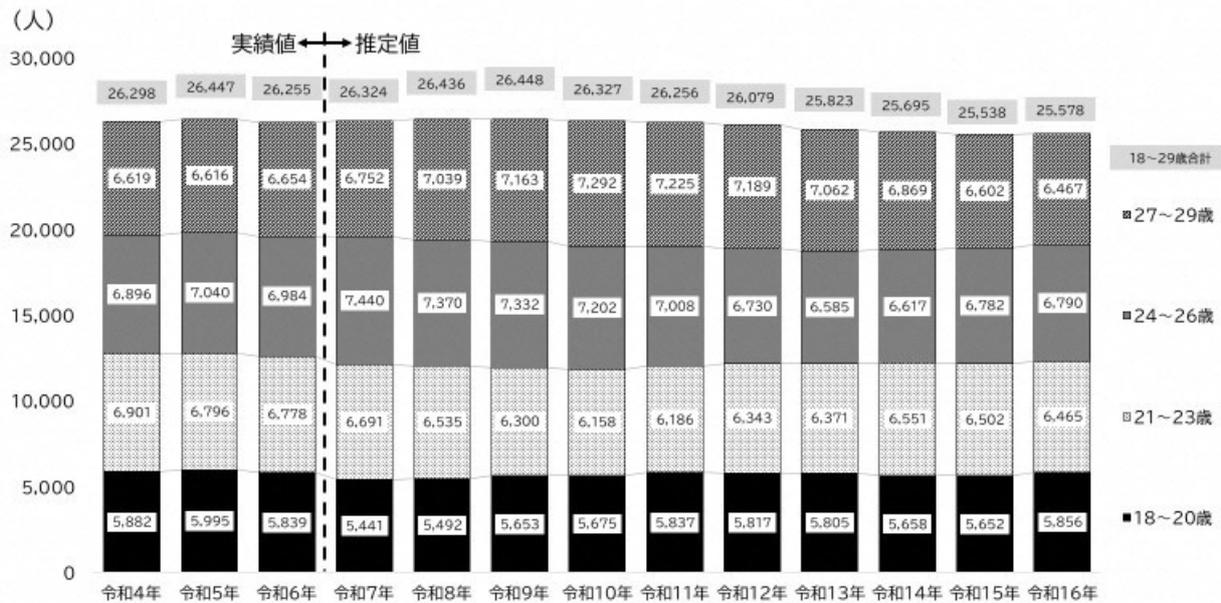
0～17歳の児童人口、18～29歳の若者人口ともに減少傾向が続き、本計画の最終年度である令和16年には児童人口は27,177人、若者人口は25,578人になると見込まれます。

<児童(0～17歳)人口の推移及び推計>



資料:西東京市人口推計報告書(令和4年11月)をもとに時点を修正

<若者(18～29歳)人口の推移及び推計>



資料:西東京市人口推計報告書(令和4年11月)をもとに時点を修正

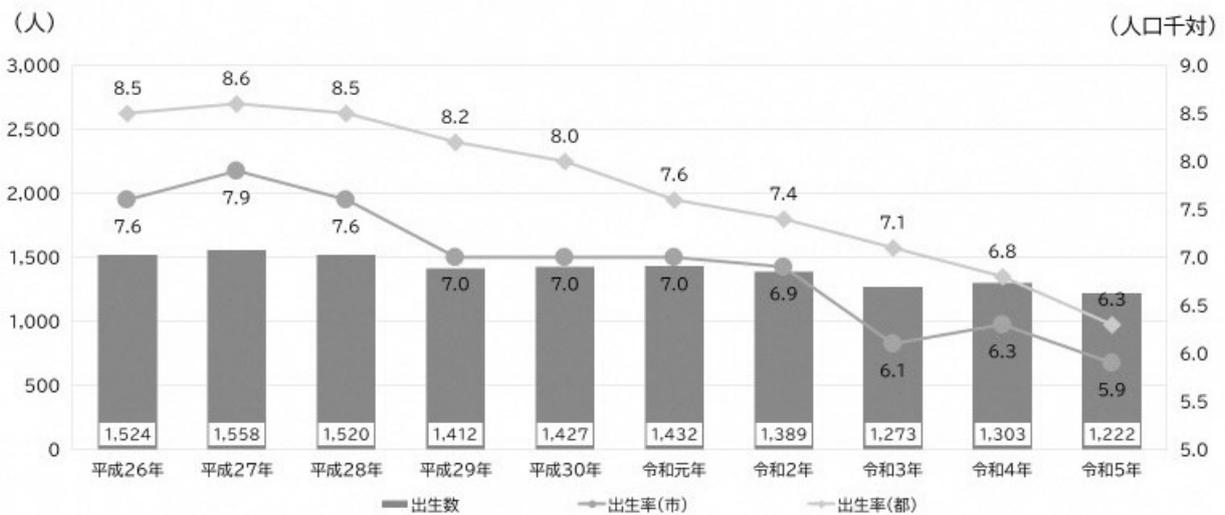
(3)出生の状況

本市の出生数は、平成28年まで1,500人以上でしたが、令和元年以降は減少傾向にあります。

出生率は、平成27年の7.9をピークとして、その後はおおむね減少傾向で推移しており、いずれの年も都の水準を下回っています。出生数が大きく減少した令和3年は出生率も6.1と、都の出生率よりも1ポイント下回りました。

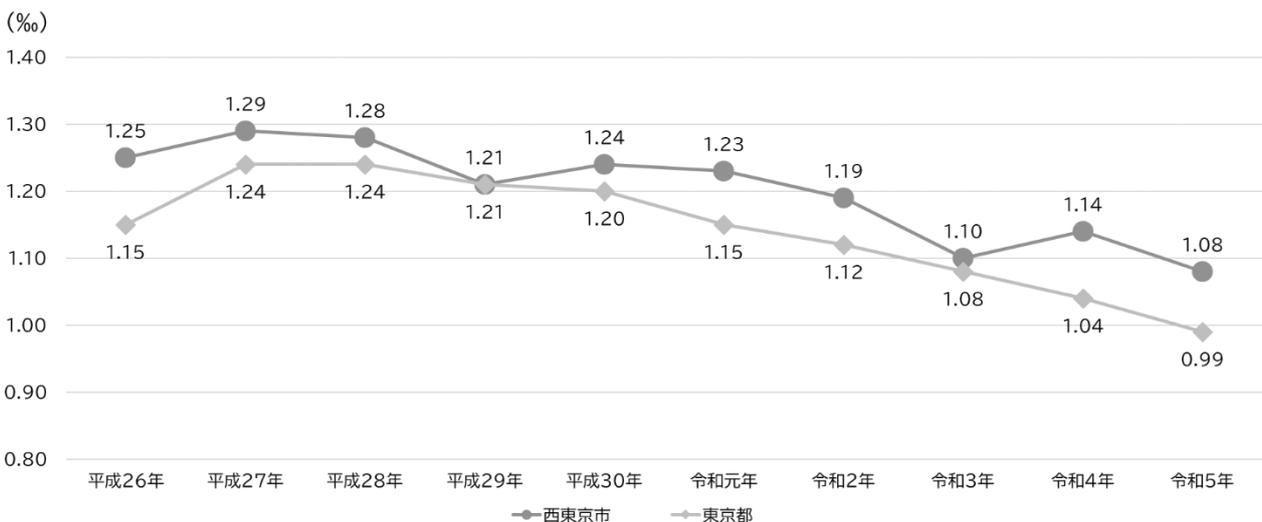
合計特殊出生率¹については、平成29年を除き、都の水準を上回って推移しています。令和4年は1.14ポイントとなっており、都よりも0.10ポイント上回っています。

<出生数及び出生率の推移>



資料:東京都衛生統計

<合計特殊出生率の推移>



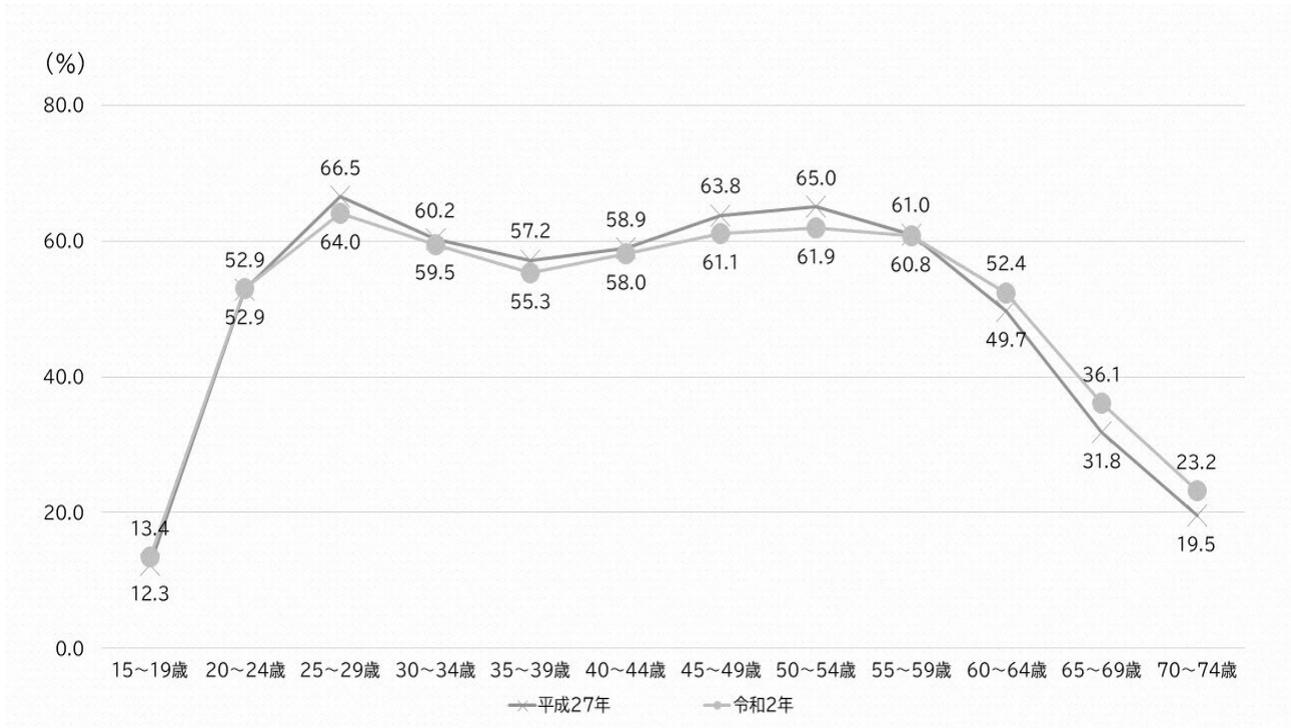
資料:東京都衛生統計

¹合計特殊出生率:15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

(4)女性の就労の状況

本市の令和2年の女性の就業率(15歳以上人口に占める就業人口の割合)は、25～29歳で64.0%と最も高くなっており、20～24歳から55～59歳まで5割から6割台の就業率が維持されています。

<女性の就業率の推移>



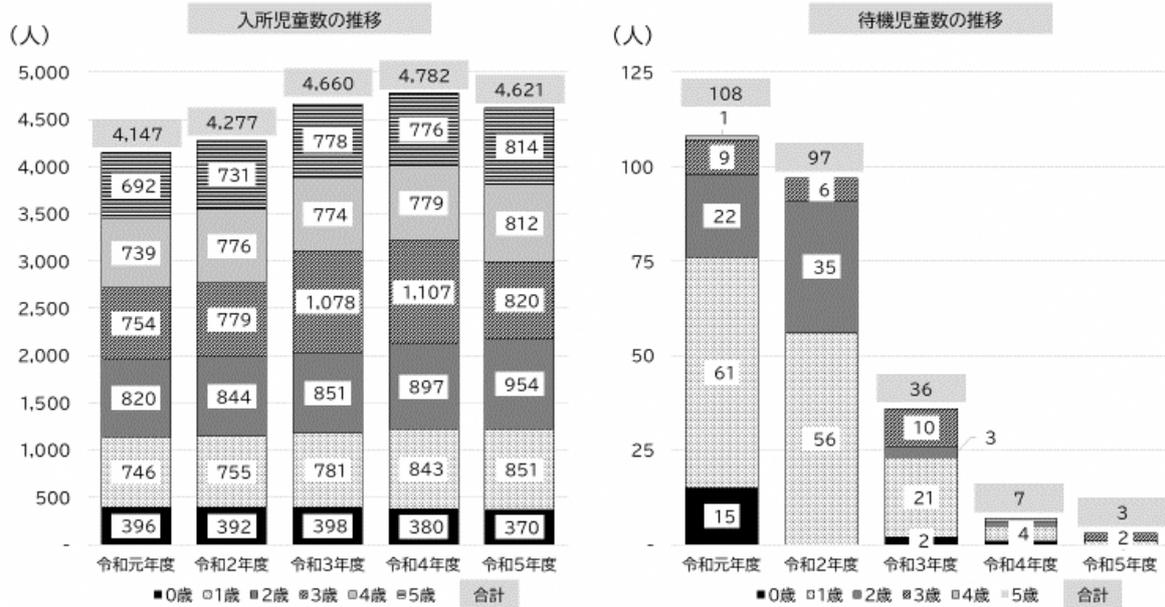
資料:国勢調査

(5) 保育施設・幼稚園等の状況

保育施設の利用状況を見ると、0歳児と3歳児以外の年齢で入所児童数は増加しています。令和元年度を100とした場合の令和4年度の割合は、最も伸びの大きい3歳児で146.8%となっています。

待機児童数は年々減少しており、令和5年度は3人でした。

<市内の保育施設入所児童数及び待機児童数の推移>

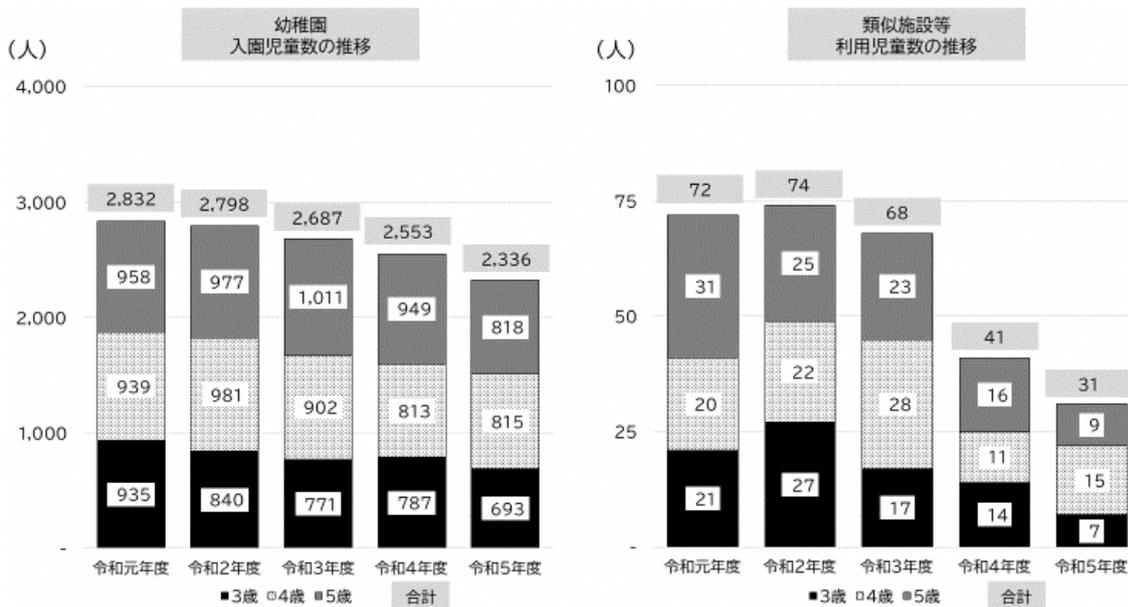


資料: 事務報告書

※備考※ 【待機児童数の推移】 令和4年度 0歳:1人、2歳:1人、4歳:1人 令和5年度 1歳:1人、3歳:2人

幼稚園等の利用状況を見ると、幼稚園の入園児童数及び類似施設等利用児童数は年々減少しており、令和2年度を100とした場合令和5年度の割合は、幼稚園の入園児童数で83.5%、類似施設等利用児童数で41.9%となっています。

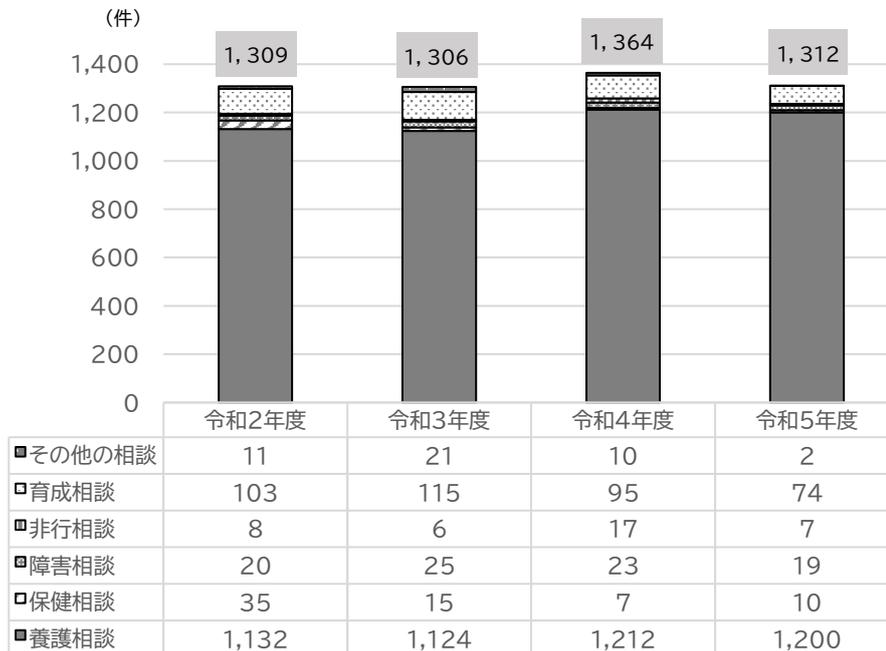
<市内の幼稚園入園児童数及び類似施設等利用児童数の推移>



資料: 事務報告書

(6)子ども家庭支援センターの新規相談件数

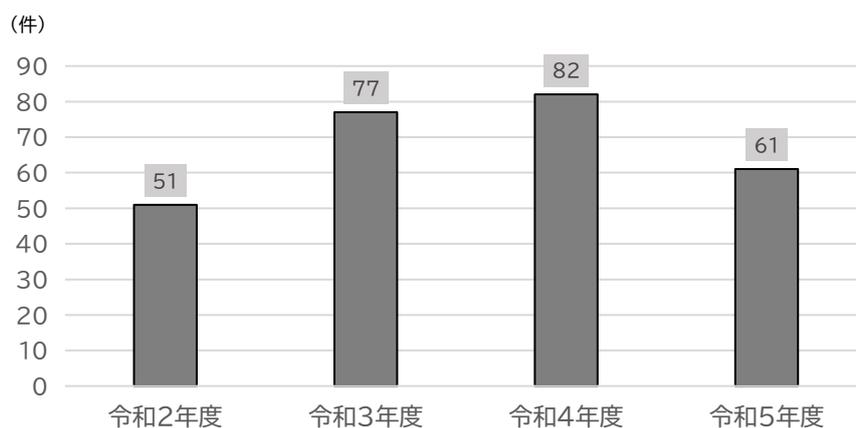
新規相談件数は横ばいで、相談の内訳は、養護相談が大半を占めます。



資料:事務報告書

(7)子ども相談室ほっとルームの新規相談件数

市内在住、在勤、在学その他市内で活動する原則18歳未満の子ども自身が相談できる場所として令和元年度に開設し、新規相談件数は増加傾向にありましたが、令和5年度は、減少しました。

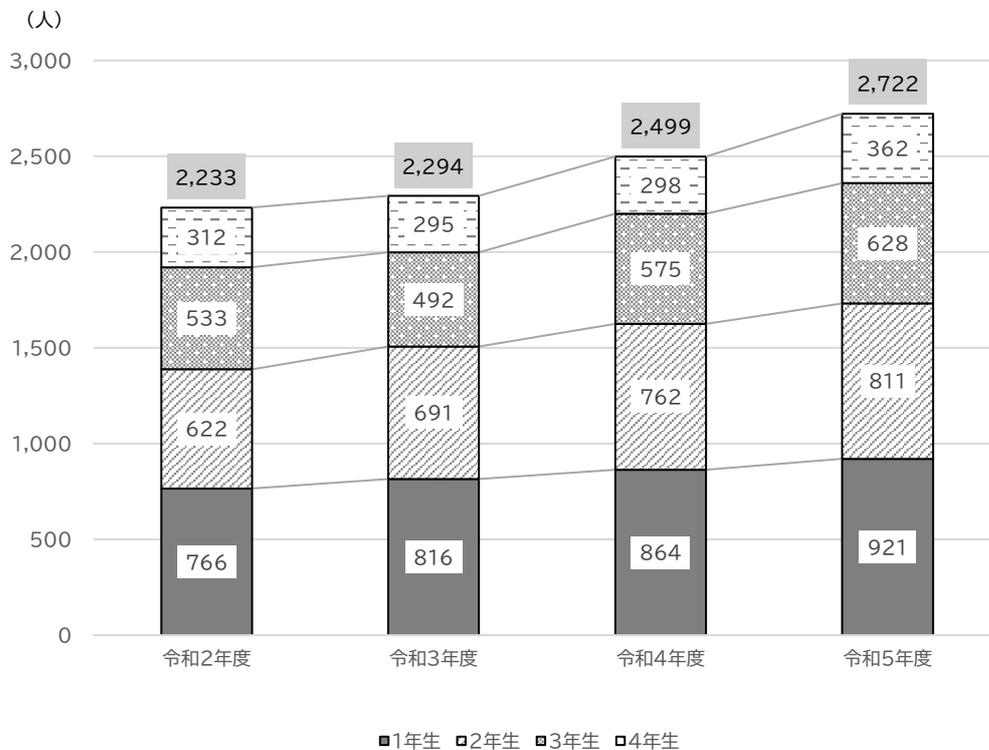


資料:事務報告書

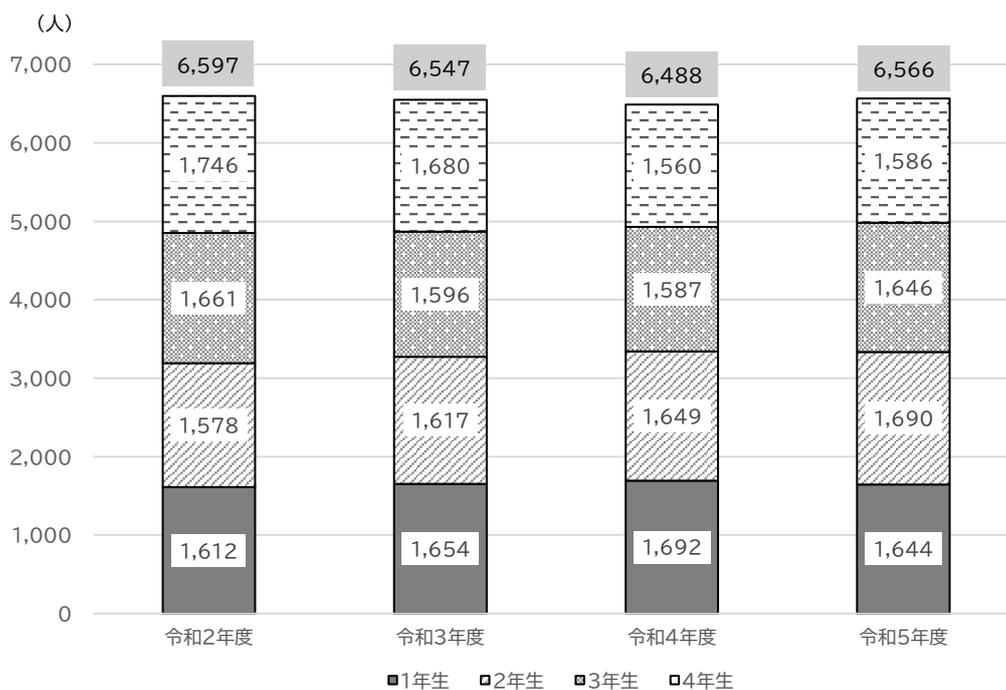
(8)学童入会児童数の状況

学童クラブ入会児童数を見ると、令和4年度と令和5年度に大幅に増えています。市立小学校の在籍児童数は、令和2年度以降横ばいです。

<学童クラブ入会児童数>



<市立小学校在籍児童数>



資料:事務報告書

2 調査等から見る現状

(1)子ども会議

子どもの意見を反映するため、子ども自身が取組(子ども施策)について考え、意見を表明する機会として、「西東京市子ども会議」(3日間実施)を開催しました。小学4年生から高校3年生までの30人が参加し、武蔵野大学の学生の協力を得ながら行いました。

子ども会議では、身の回りで「ほっとできる場所」と「ほっとできない場所」を探した後、「これからどんな場所があったら良いか、どうしたら実現できるか」を少人数のグループで話し合い、最終日に発表しました。

①『小学生』のこんな場所があったら良いな

- ・無料又は安く利用できるスポーツセンターや映画を見られる場所
- ・友だちと遊べる場所、楽しく触れ合えるところ、みんなで話せる場所
- ・将来の健康のためにも子どもも大人も運動ができる公園
- ・eスポーツ大会ができる場所
- ・緑がある場所、整備された公園
- ・色々な本が読める場所

「ほっとできる場所」は、静かで落ち着ける環境や、清潔で安心できる場所、友だちなど知っている人がいる場所等が挙げられました。また、涼しさや香りといった要素も重要視されています。

発表からは、自由に遊べる場所や、安全で気軽に行ける場所を求める意見がありました。さらに、施設の安全性や快適性の向上についても意識しており、段差の解消や虫対策、休憩場所の設置などの意見も挙がりました。

②『中学生・高校生』のこんな場所があったら良いな

- ・他の人を気にせずに休憩できる場所、公園の椅子や屋根が新しい場所、涼むことができる場所
- ・室内でゲームができる場所、いろんな人とスポーツができる場所
- ・空き家を改良した古民家カフェ(市の農産物を活かした飲み物やお菓子を提供、児童館のように幅広い世代の人が遊べる場所、防犯や見守りもできる場所、関心のある人にアルバイトをしてもらって、地域の中でお金を回していきたい)
- ・「西東京ドリームプレイス」(自分から主体的に関わっていくことができれば自分らしく過ごせると思うので、何もない土地で子どもに遊んでもらい、その後子どもにアンケートで欲しいものを聞いて、市の支援を受けながら子どもたちで作り上げる、という流れを繰り返す。子どもにとって理想の場所をつくる取組)

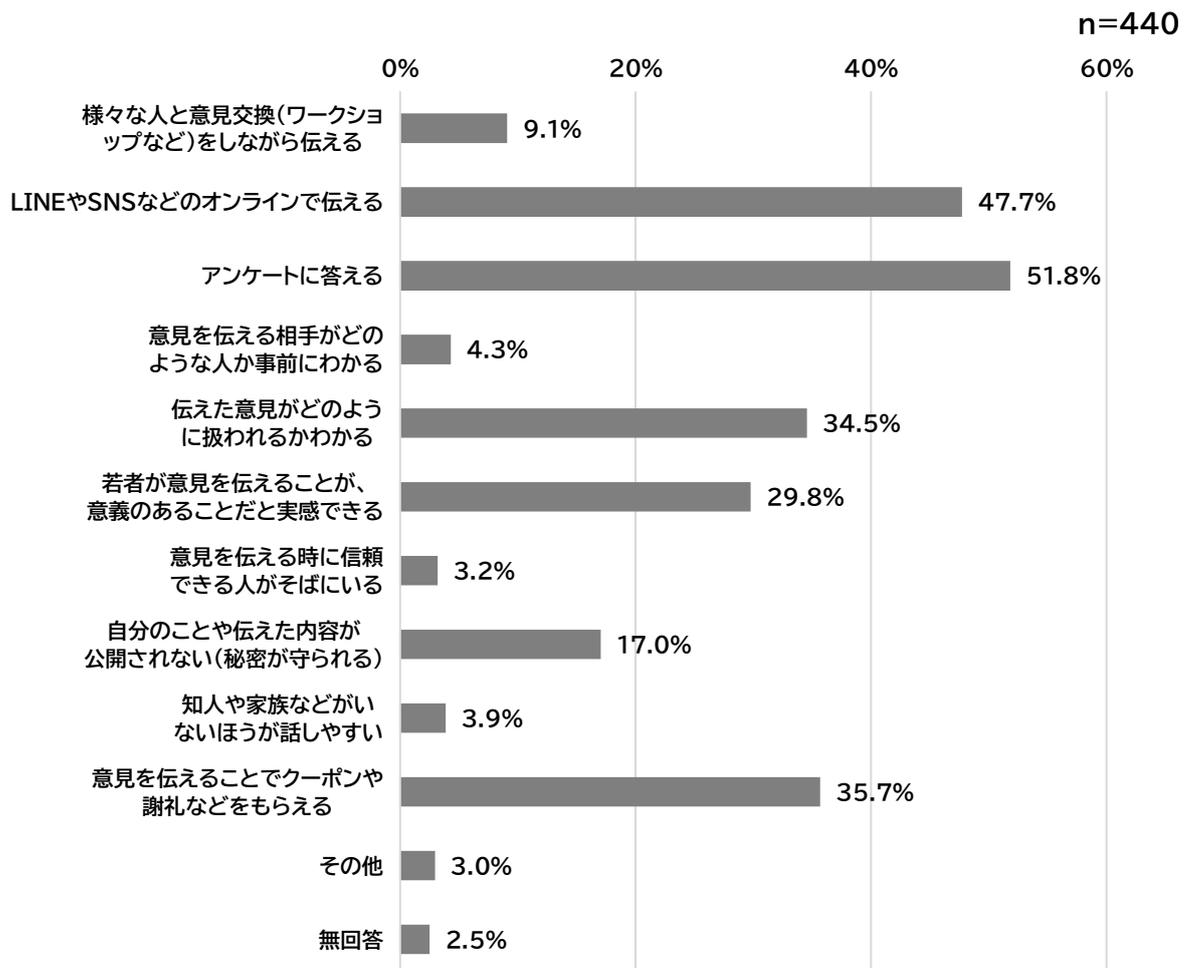
「ほっとできる場所」は、みんなで話したり楽しく過ごせる場所と、落ち着ける環境で自分らしく過ごせる場所の両方が好まれる傾向が見られます。自分に馴染みがある、自分の好きなことができる、広々として落ち着くといった共通点があり、心地よく安心できる場所であることが意見としてあげられました。

(2)若者調査

若者世代を取り巻く現状及び課題を把握するため、16歳から29歳までの男女4,000人を対象に実施しました(回収率11.0%)。

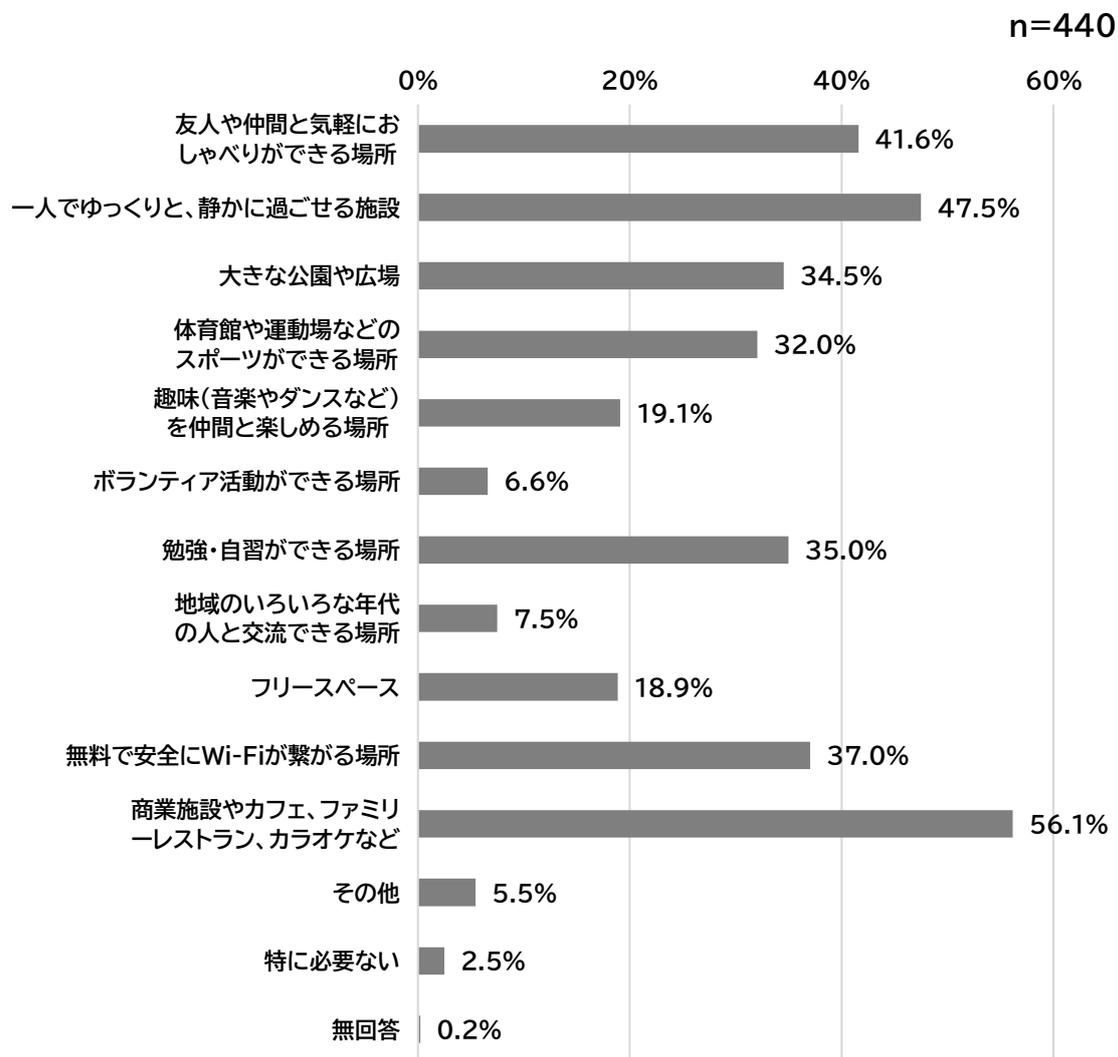
① 市の制度や取組に意見を伝えやすい方法や手段について

「アンケートに答える」が最も多く、次いで「LINEやSNSなどのオンラインで伝える」、「意見を伝えることでクーポンや謝礼などをもらえる」、「伝えた意見がどのように扱われるかわかる」、「若者が意見を伝えることが、意義のあることだと実感できる」となっています。



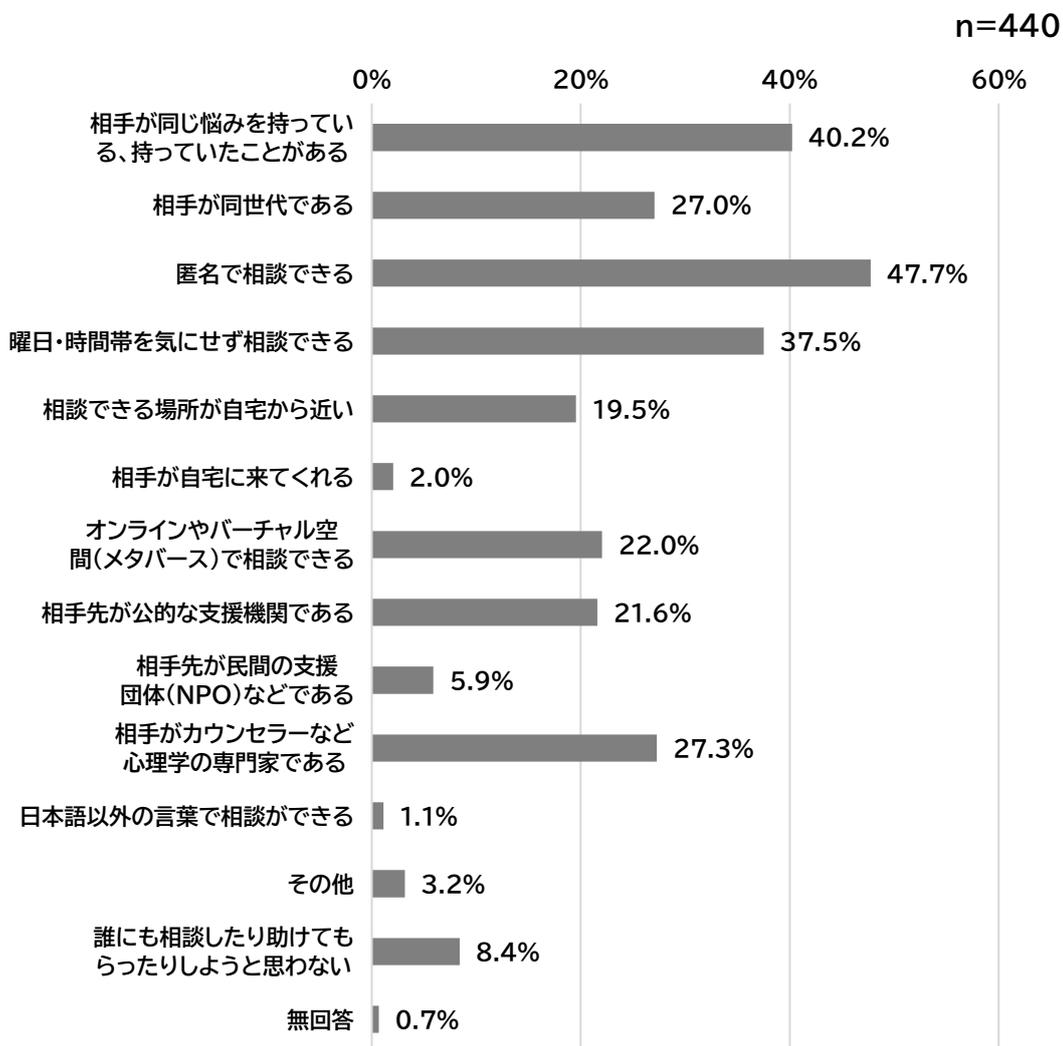
② 終業後や休日を過ごすのに、市内にあると良い施設や場所について

「商業施設やカフェ、ファミリーレストラン、カラオケなど」が最も多く、次いで「一人でゆっくりと、静かに過ごせる施設」、「友人や仲間と気軽におしゃべりができる場所」となっています。様々なニーズに沿える居場所の整備や周知が求められています。



③ 社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、相談したい人や場所について

「匿名で相談できる」が最も多く、次いで「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」、「曜日・時間帯を気にせず相談できる」となっています。様々なニーズに対応できる相談事業の整備や周知が求められています。



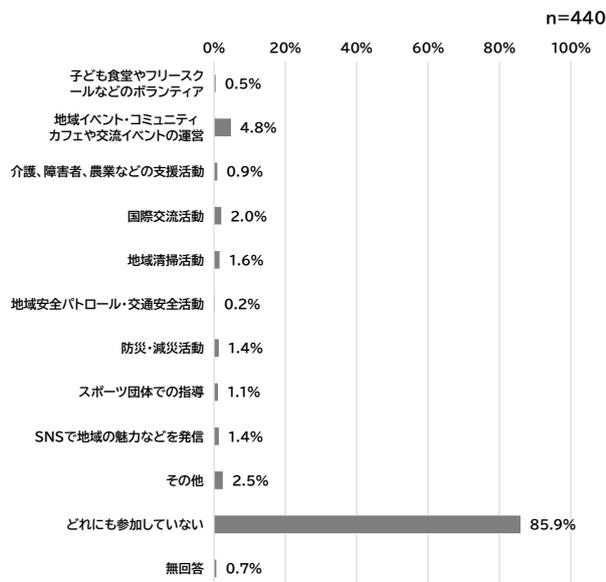
④ まちづくり活動(仕事以外で行っている活動、地域の活動や行事など)への参加について

「どれにも参加していない」が最も多いですが、参加している人は、「地域イベント・コミュニティカフェや交流イベントの運営」、「国際交流活動」となっています。

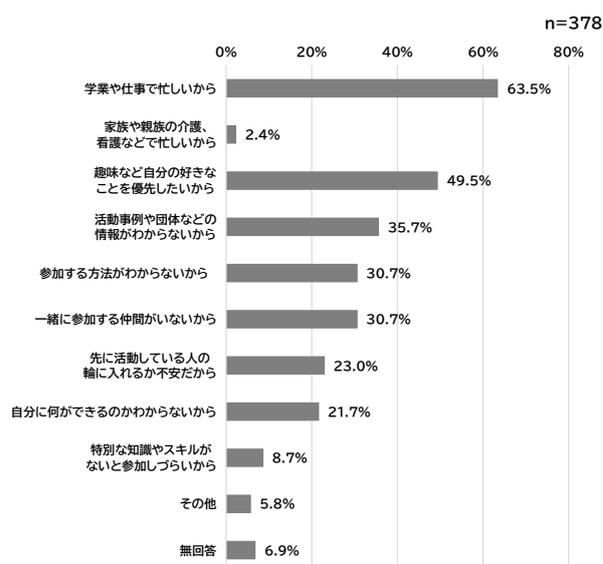
参加していない理由は「学業や仕事で忙しいから」が最も多く、次いで「趣味など自分の好きなことを優先したいから」となっています。日々の生活やプライベートを優先していることが分かります。

参加者を増やす取組について、「交通費や会場使用料などの経費の支援」が最も多く、「事前申込なしで短時間でも体験できる機会」を重要視している方も多くいます。

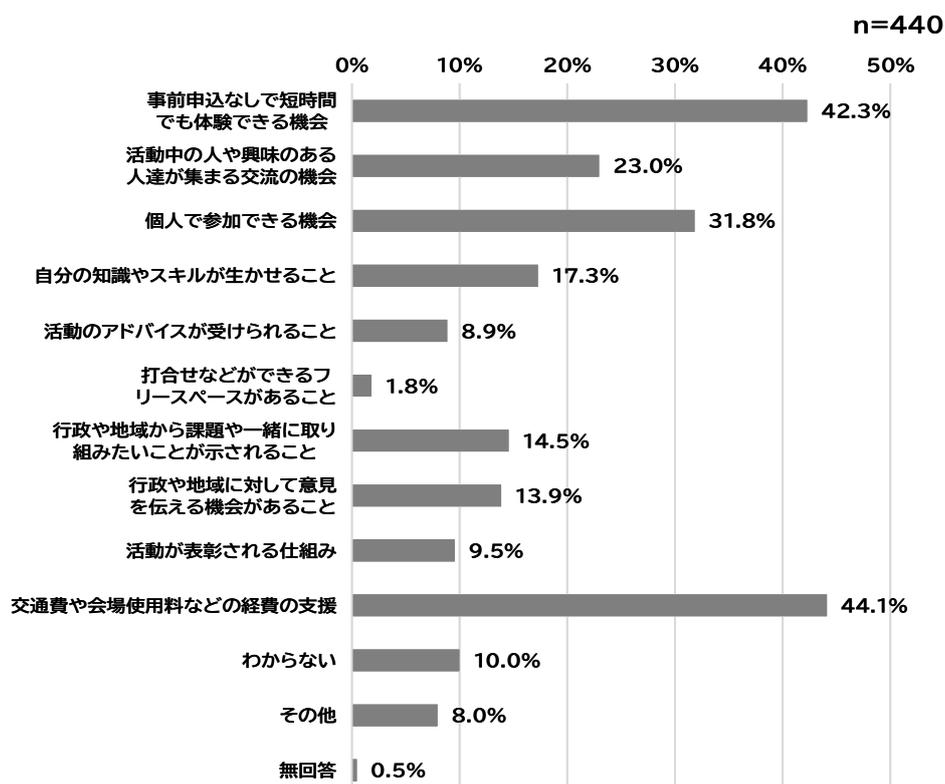
<参加しているまちづくり活動>



<まちづくり活動に参加していない理由>

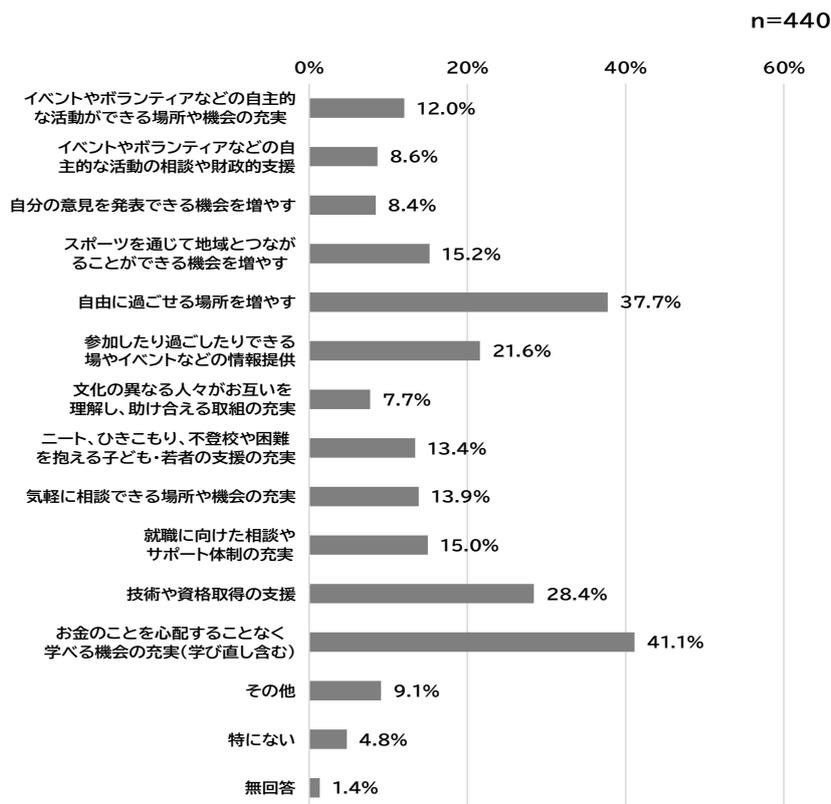


<参加する若者が増えるためには何が必要なのか>



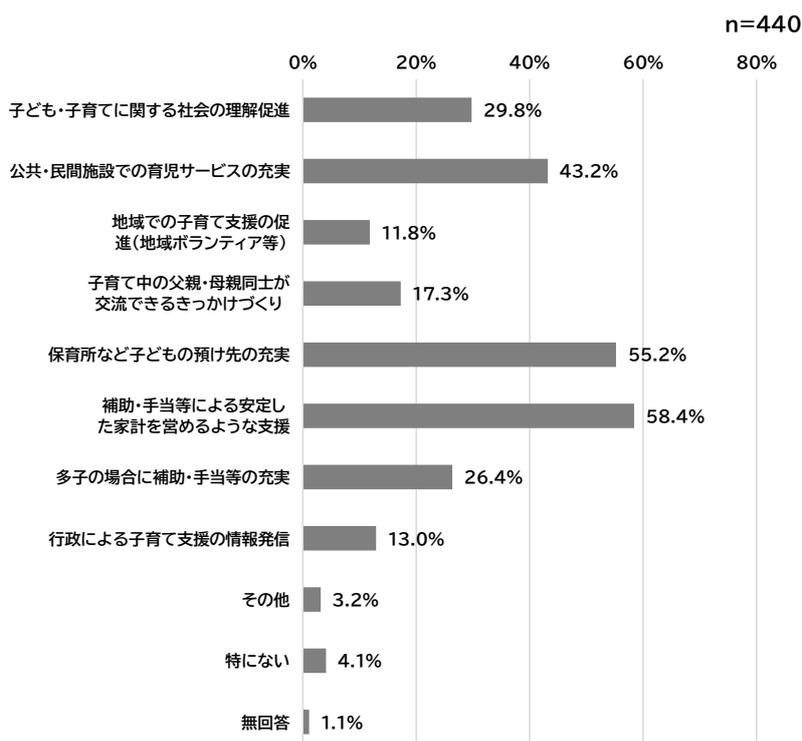
⑤ 若者のために、西東京市に必要な取組について

「お金のことを心配することなく学べる機会の充実(学び直し含む)」が最も多く、次いで「自由に過ごせる場所を増やす」、「技術や資格取得の支援」となっています。



⑥ 子育てしやすい社会に必要な支援や取組について

「補助・手当等による安定した家計を営めるような支援」が最も多く、次いで「保育所など子どもの預け先の充実」、「公共・民間施設での育児サービスの充実」となっています。



(3)子どもの生活実態調査

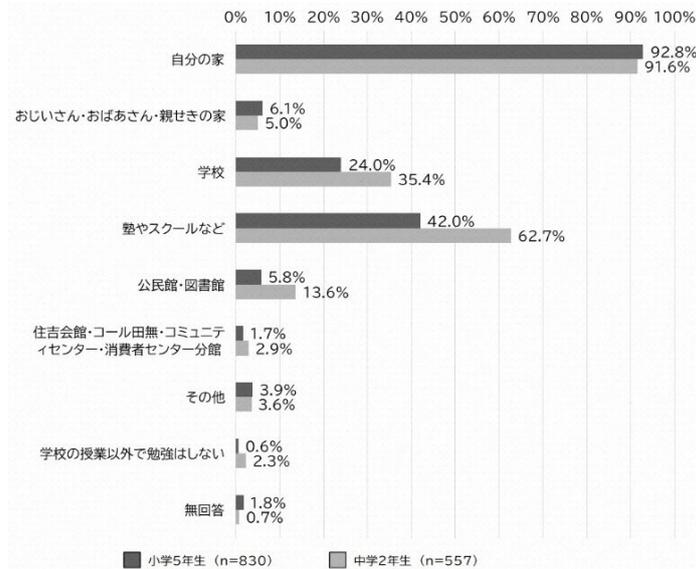
市内の子どもや子育て世帯の生活の状況や必要としている支援、支援の利用状況や効果を把握するため、市立小学5年生と中学2年生とその保護者に実施しました(回収率小学5年生52.1%、小学5年生の保護者53.5%、中学2年生40.0%、中学2年生の保護者45.8%)。

生活困難を定義する3つの要素のうち2つ以上に該当する世帯を「困窮層」、1つのみ該当する世帯を「周辺層」、どれにも該当しない世帯を「一般層」に分類して、分析しています。

① 学習の状況について

小学5年生、中学2年生ともに、「自分の家」が最も多く、次いで「塾やスクールなど」、「学校」となっています。生活困難度別に見ると小学5年生、中学2年生ともに、困窮度が上がるほど「塾やスクールなど」の割合が低くなり、困窮度が上がるほど「学校の授業以外で勉強はしない」の割合が高くなることから、困窮層は塾やスクールにも通っておらず、結果的に学校の授業以外で勉強の機会が少ない傾向にあります。

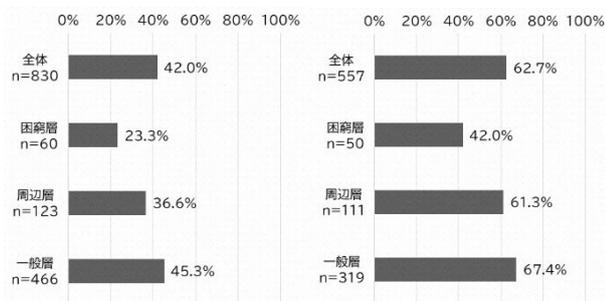
< 普段勉強している場所 >



「塾やスクールなど」

【小学5年生】

【中学2年生】



「学校の授業以外で勉強はしない」

【小学5年生】

【中学2年生】

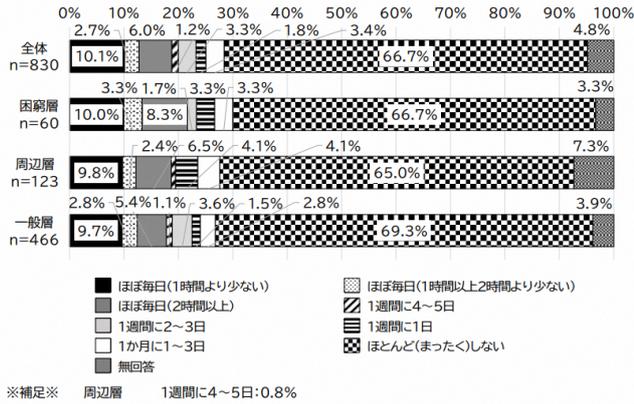


② ヤングケアラーの実態について

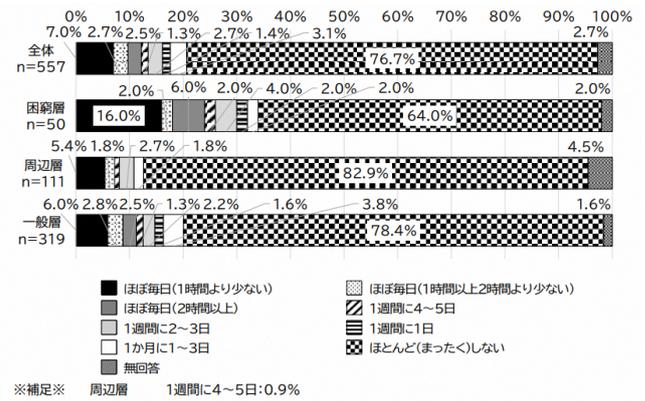
ほぼ毎日1時間以上小さい妹、弟の身の回りの世話をする子どもは、小学5年生全体で8.7%、中学2年生全体で5.2%となっていることから、日常的に親代わりとなって弟妹の世話をする子どもが一定数います。家族や親せきとの関わりや手伝いにより、自身の生活における時間が減少している子どもが一定いることから、責任や負担の重さにより現在だけでなく、将来にわたって影響をもたらす可能性のある子どもの支援も必要と言えます。

<小さい妹、弟の身の回りの世話をする頻度>

【小学5年生】

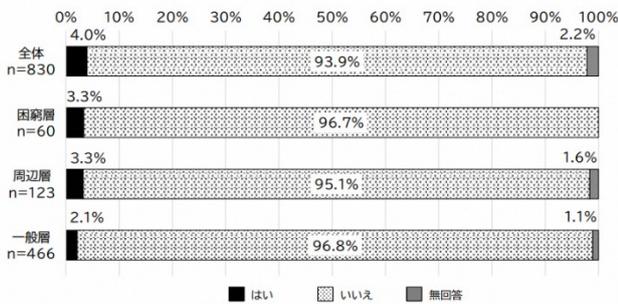


【中学2年生】

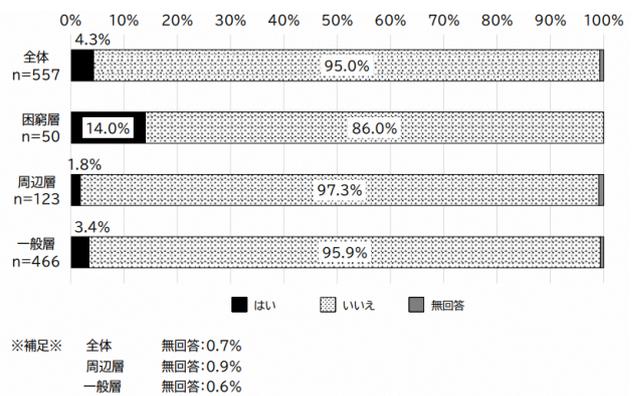


<家族や親せきとの関わりや仕事の手伝いにより、学校に行けなかったり、十分に眠れなかったり、遊びや勉強の時間が減と感じるか>

【小学5年生】



【中学2年生】



③ 貧困について

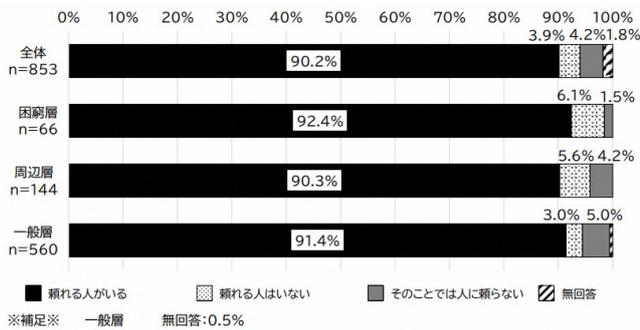
小学5年生と中学2年生の保護者ともに、生活困難度が高いほど子育てに関して頼れる人がいない割合が高く、相談・支援機関や福祉の人に頼る割合は困窮層が最も高かったことから、困窮層が気軽に相談できる場の提供が求められています。

生活困難度が高いほど金銭的・時間的制約により地域の行事やお祭りに参加できていない子どもが多いため、どのような子どもであっても参加しやすい地域イベントの機会が必要です。

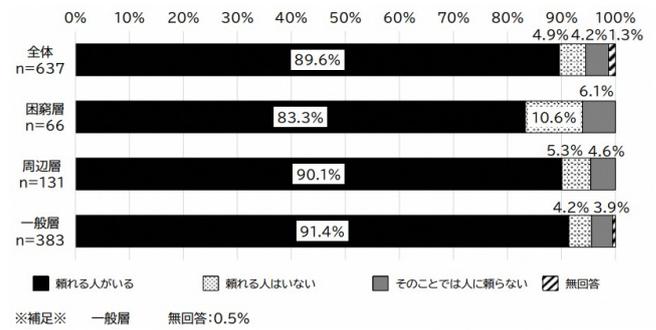
子どもに関する市の情報を自ら検索する手段については、行政機関のホームページと「西東京市公式ライン(LINE)」の割合が高く、特に、LINEは困窮層が最も高くなっています。

<子育てに関して頼れる人の有無>

【小学5年生の保護者】

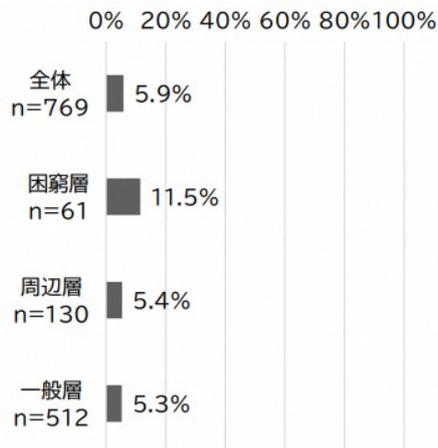


【中学2年生の保護者】

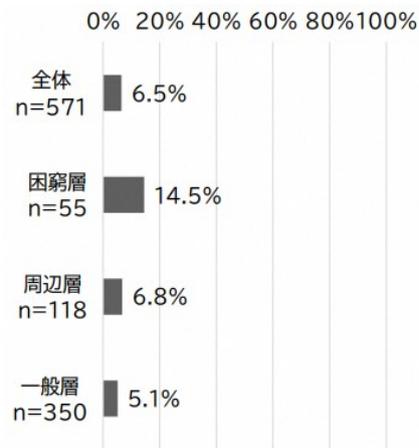


<頼れる人として「相談・支援機関や福祉の人」と挙げた割合>

【小学5年生の保護者】

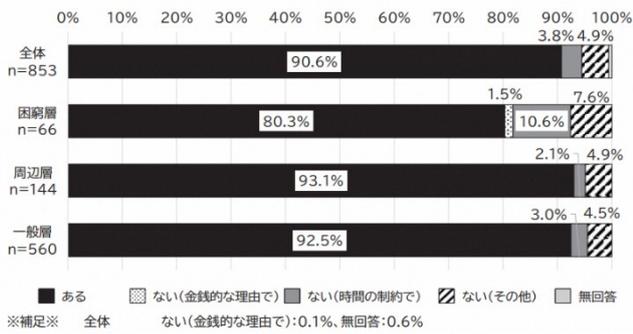


【中学2年生の保護者】

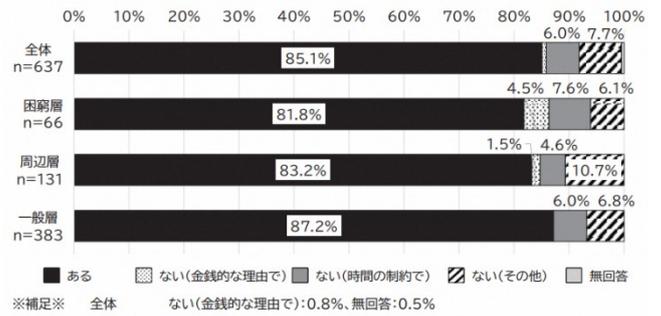


<子どもを地域の行事やお祭りに行かせた経験の有無>

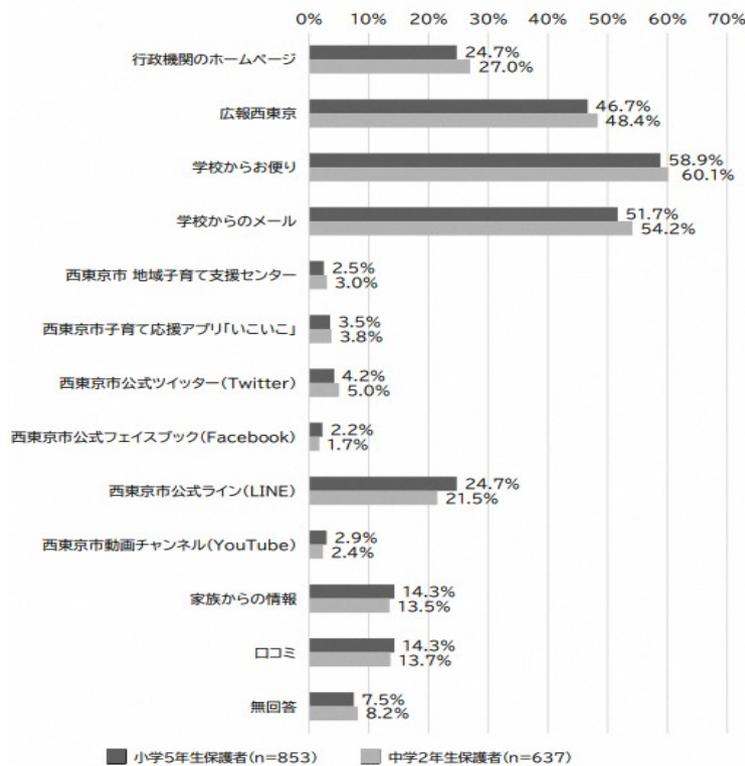
【小学5年生の保護者】



【中学2年生の保護者】

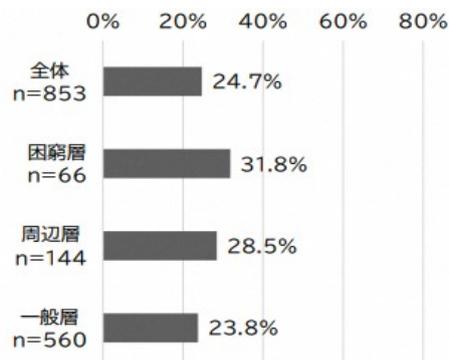


<子どもに関する政策情報を今後受け取りたい方法>

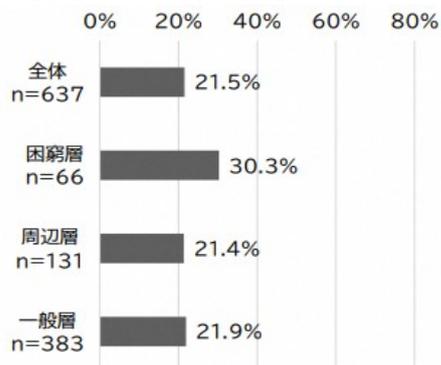


「西東京市公式ライン(LINE)」

【小学5年生の保護者】



【中学2年生の保護者】



(4)子育て支援ニーズ調査

市民の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するため、また、教育・保育・子育て支援の量の見込みの算出・設定の資料とするため、就学前の子ども(0～5歳)及び小学生(6～11歳)の保護者を対象に実施しました(回収率は、就学前児童の保護者42.9%、小学生の保護者43.7%)。

① 子育てをしている方について

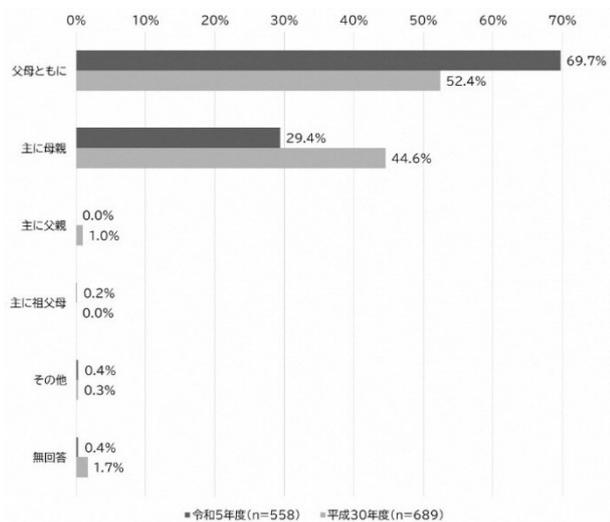
主に子育てを行っているのは、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「父母ともに」の割合が最も高く、次いで「主に母親」となっています。

また、家庭の中で、子育てにかかわっていない方がいる理由については、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「単身赴任などで日常的に離れているため」が最も多くなっています。また、次に多い理由は、就学前児童の保護者は「仕事が忙しくて、子育てする時間が取れないため」、小学生の保護者は「病気・障害があるため」となっています。

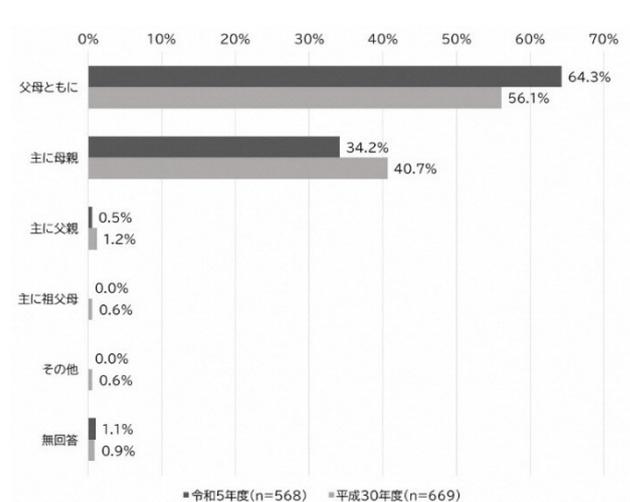
前回調査の平成30年度と比較すると「単身赴任などで日常的に離れているため」と回答した割合が就学前児童の保護者は13.2ポイント、小学生の保護者は21.5ポイント増加しており、子育てに関心がなかったり、かわり方が分からないというよりも、仕事の都合で子育てにかかわれない方が増えていると考えられます。

<主に子育てを行っている方>

【就学前児童の保護者】



【小学生の保護者】



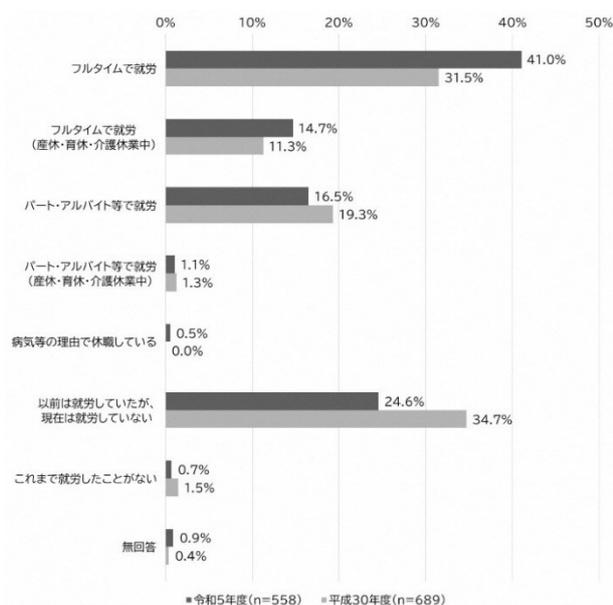
② 母親の就労状況について

「フルタイムで就労」は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに平成30年度から増加しています。小学生の保護者の平成30年度に最も多かった「パート・アルバイト等で就労」は7.2ポイント減少し、令和5年度は「フルタイムで就労」と同じ割合になっています。

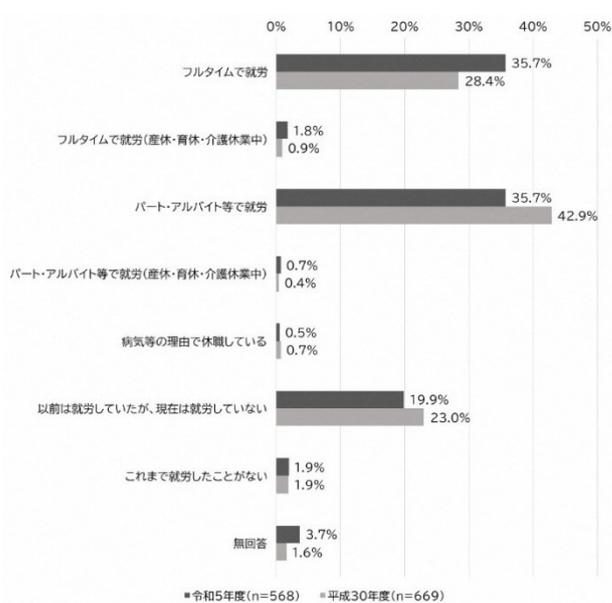
女性の就業率が高まっているとともに、短時間よりもフルタイムで就労する母親が増えています。主に子育てを行っている方が、「父母ともに」に次いで「主に母親」であったことから、子育てに関して家族の協力がより大切になってきています。

<母親の就労状況の変化>

【就学前児童の保護者】



【小学生の保護者】

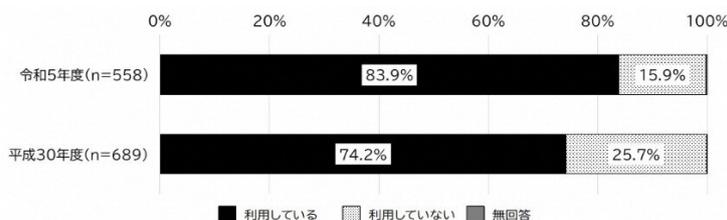


③ 教育・保育事業の利用について

定期的な教育・保育事業を利用している家庭は平成30年度から増加しています。年齢別にみると、0歳では「利用していない」が過半数を占めますが、1歳以上では「利用している」が過半数を占めています。

無償化や補助などによって、教育・保育サービスにかかる負担が減った場合に、現在の利用から変更・追加したいものについては、「幼稚園」が最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」となっています(事業名のみを選択肢であったため、特に変更・追加する意向のない方は「無回答」になったと考えられます)。平成30年度と比較すると、「認可保育所」が9.2ポイント増加する等すべてのサービスで増加しています。

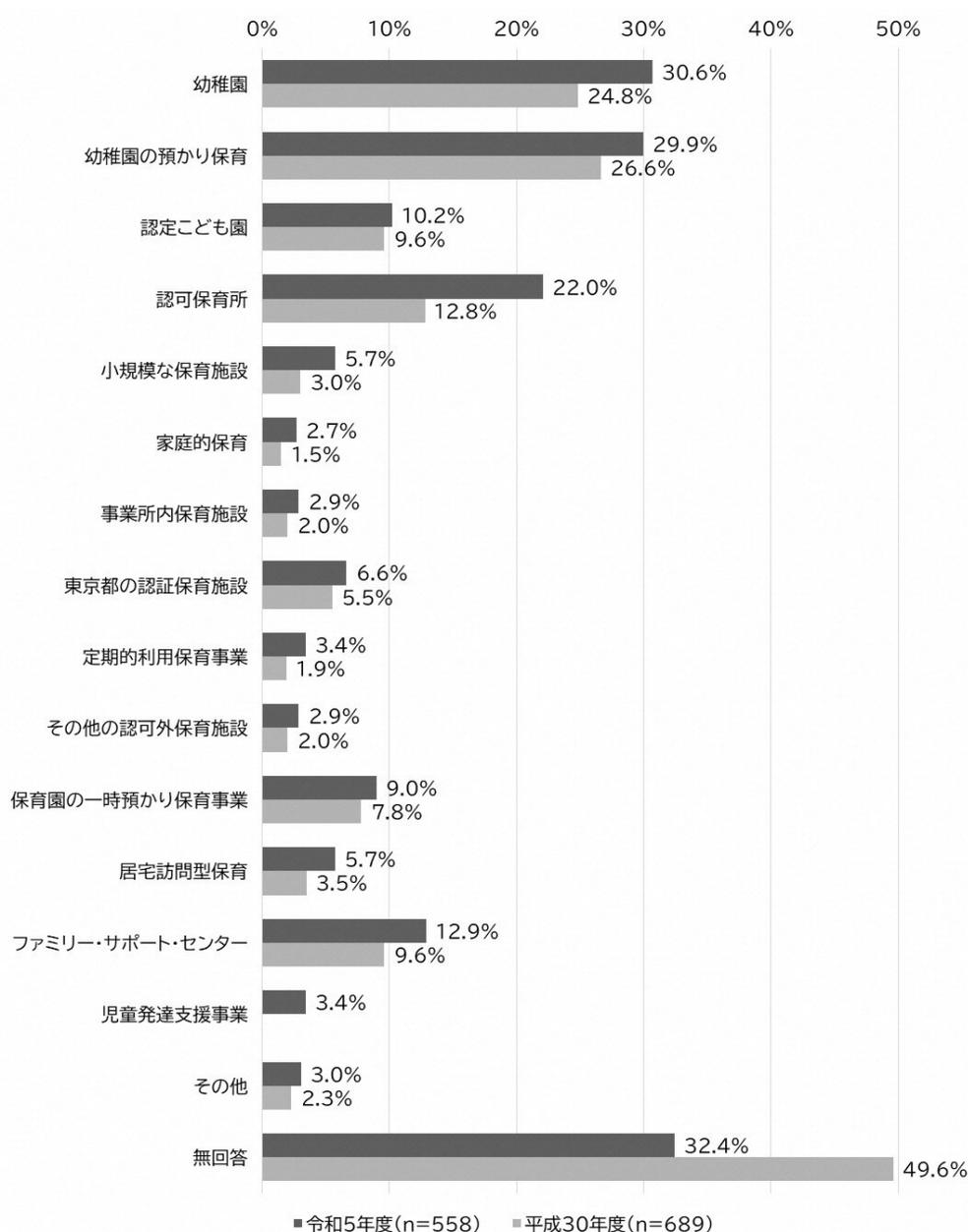
<教育・保育事業の利用状況(就学前児童の保護者)>



< 子どもの年齢別 教育・保育事業の利用状況(就学前児童の保護者)>

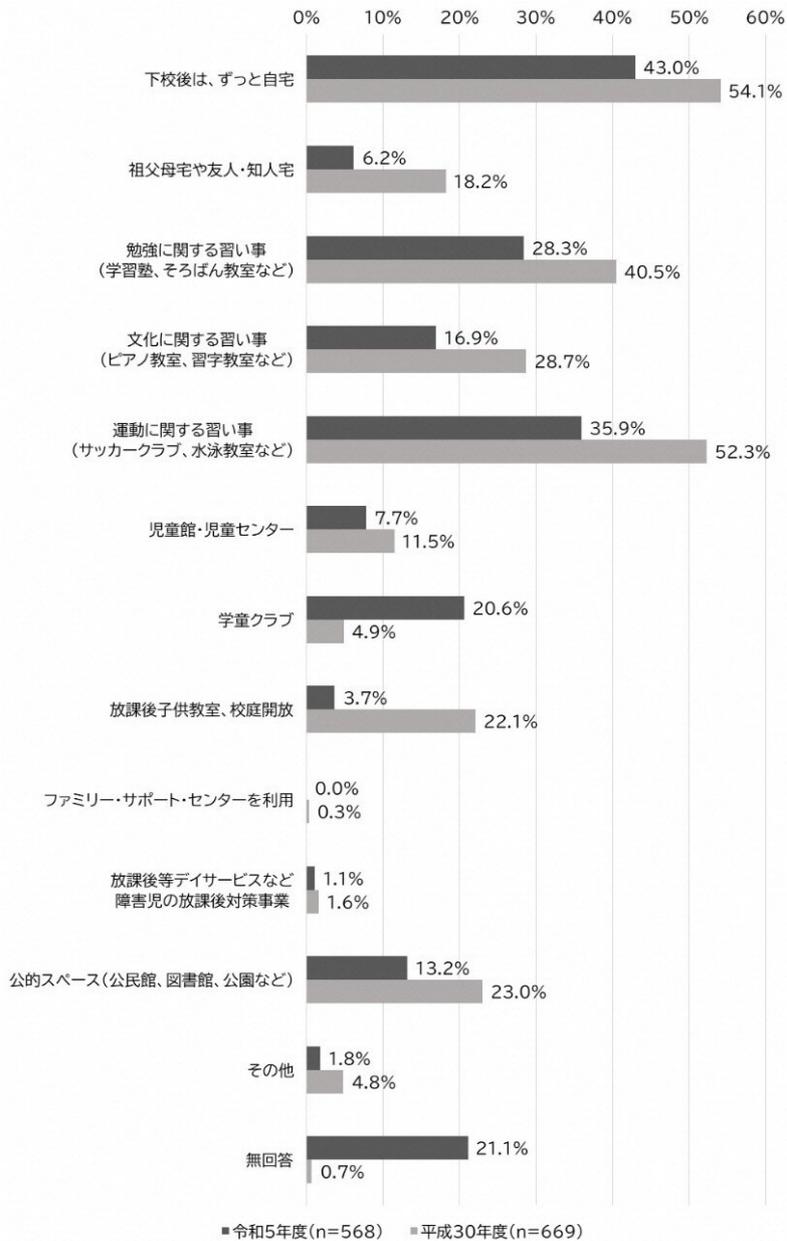
年齢	利用している	利用していない
0歳 (n=86)	38.4%	61.6%
1歳 (n=70)	74.3%	25.7%
2歳 (n=87)	87.4%	12.6%
3歳 (n=95)	100.0%	0.0%
4歳 (n=103)	99.0%	1.0%
5歳 (n=86)	98.8%	1.2%
年齢不詳 (n=30)	83.3%	16.7%

<無償化等の負担減少により利用を変更・追加したい事業(就学前児童の保護者)>

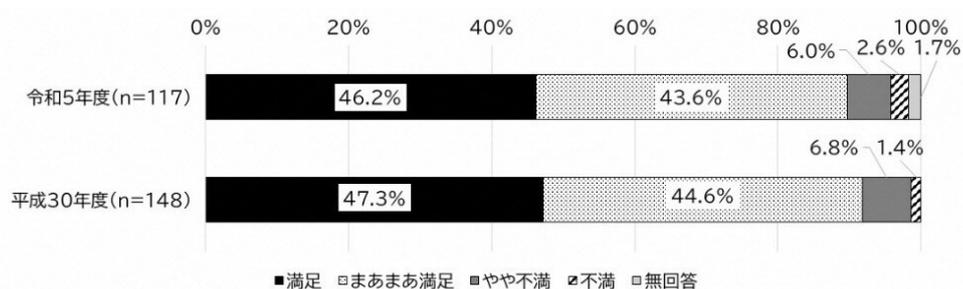


④ 放課後の子どもの居場所について

小学生の放課後の過ごし方の上位は、「下校後は、ずっと自宅」、「運動に関する習い事(サッカークラブ、水泳教室など)」、「勉強に関する習い事(学習塾、そろばん教室など)」となっています。



学童クラブ利用者の満足度は、平成30年度と比較すると、「満足」、「まあまあ満足」がやや減少傾向、「不満」がやや増加傾向にあります。



⑤ 子育て全般について

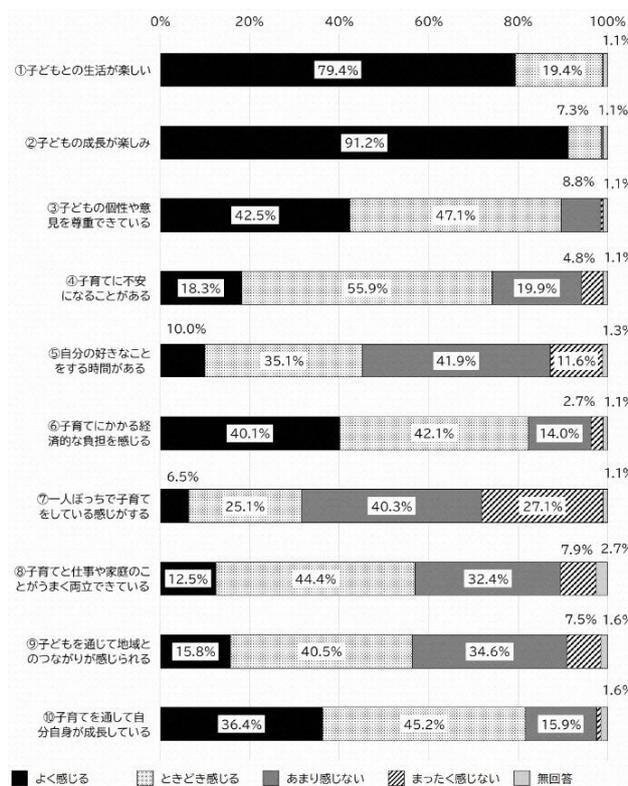
子どもとの生活の中で感じることに、『感じる』(「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計)の割合を見ると、「①子どもとの生活が楽しい」「②子どもの成長が楽しみ」は就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに97.0%を超えています。

就学前児童の保護者は、「①子どもとの生活が楽しい」「④子育てに不安になることがある」「⑦一人ぼっちで子育てをしている感じがする」が小学生の保護者よりも『感じる』割合が高くなっています。

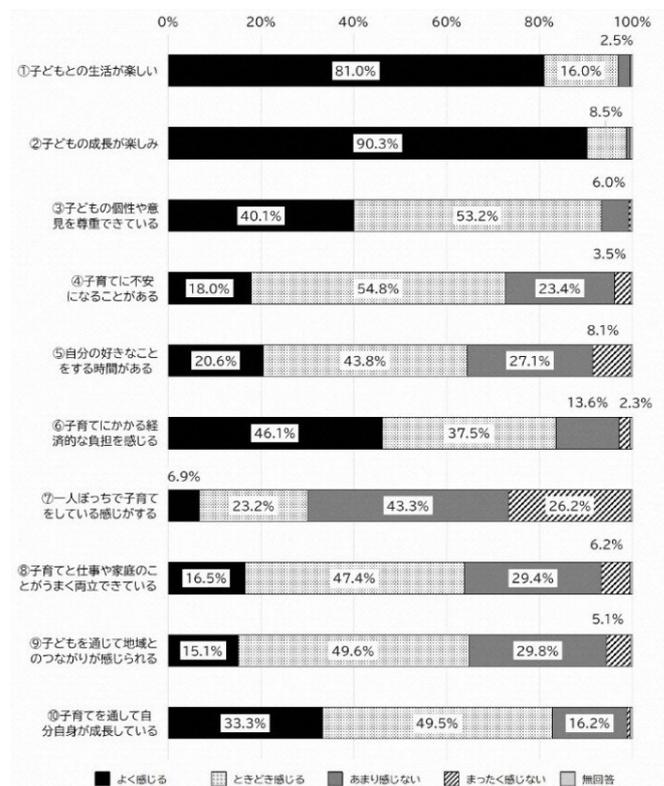
「⑧子育てと仕事や家庭のことがうまく両立できている」では小学生の保護者の『感じる』が63.9%に対し、就学前児童の保護者は56.9%となっており、就学前児童の保護者の方が子育てと仕事や家庭のことの両立がうまくできていないと感じている割合が高くなっています。

<子どもとの生活の中で感じること>

【就学前児童の保護者】



【小学生の保護者】



(5)ヒアリング調査

アンケート調査による量的な調査だけでは把握が難しい子育てに関するニーズや子育て家庭の意見、子どもや子育て家庭を取り巻く状況について、直接話を聞くことにより状況を把握する質的な調査として、子育て関連の施設や事業を利用している方と、市民活動等の立場から子育て支援や地域課題に取り組んでいる方を対象に行いました(保護者・利用者108人、支援者87人)。

① 保護者・利用者対象調査

(ア) 子育てについて今知りたいこと、不安なこと

- ・ファミリー学級参加者は、無事生まれるかどうか、出産時や産後の痛みや体調、子育て全般の心配、金銭面の不安を抱えている。
- ・乳幼児の保護者は、保育園に入園できるか不安、来春小学校入学の子どもが一人で登校することが心配、小学校や学童の情報も知りたい等、入園・入学後に関する情報を希望している。
- ・同年齢の子どもとの発達差に気付くと不安になることがある、乳児健診が個別になったため他の子どもの発達状況を見る機会がなく心配、病気やケガの際にどの病院に連れて行けばよいかわからない等、発達や病気に関する不安の声もある。

(イ) あるとうれしい子育て支援のサービス

- ・ファミリー学級参加者は、金銭的な支援や保育施設の充実などの希望がある。
- ・乳幼児の保護者は、遊び場の充実を希望している。また、予約なしでふらっと入れる場所がほしい、子ども連れでも入りやすいお店のリストがほしい等の利便性を求める意見がある。児童館に見守り担当職員の配置を希望する意見もある。
- ・同じ立場の人と気軽に話せる場所や交流ができる場所、子育て情報の共有ができる機会の充実を希望する声がある。
- ・小中学生の保護者は、児童館の拡充や校庭開放等の遊び場の充実、保護者向けのイベントの開催、子ども関連のサービスの無償化や支援金等を求める声がある。

(ウ) 市への希望・要望

- ・ファミリー学級参加者は、保育園に入りやすくしてほしい、育児にかかる費用の補助を充実させてほしい等の希望がある。
- ・乳幼児の保護者は、3歳児以上の幼児向け施設の充実、広い遊び場の確保、小さい子が遊べる公園・遊具の整備等、子どもの遊び場の拡充に関する意見がある。
- ・小学生の保護者は、親子で気軽に参加できるイベントが増えると嬉しいという声がある。
- ・子育てに関する情報の一本化や市のアプリの充実等、情報発信の方法や充実に対する意見もある。
- ・産後ケアの延長、保育園の定員増、保育園や幼稚園の入園手続き方法の追加(WEB対応)、公立保育園と私立保育園の格差是正、保育園の設備改修、ベビーシッターが無料で利用できるサービスの導入等の意見がある。

② 支援者対象調査

(ア) 子育てで困っている保護者や、何らかの支援が必要だと感じられる子どもや家庭の状況について

- ・発達の遅れを保護者が認めない(気づいていない)ケースと、保護者がとても心配しているケースの両方がある。
- ・本人又は保護者が日本語を習得できていないこと等が背景にあると、学校の授業が理解できていないようである。
- ・望まない妊娠で保護者の親から支援が得られないことや、離婚による貧困等の負の連鎖で困り事を抱える保護者や子どももいる。
- ・親の無関心さや多忙さ、知識やスキル不足、また子どもが思春期でコミュニケーションを取るのが難しくなり、非行行動に対応できない、ネグレクトに発展する等の状況がある。

(イ) 家庭で安心して子育てができ、子どもが健やかに育つための環境や支援に必要だと考えること

- ・孤立しないための居場所、楽しく勉強できる場所、体験できる機会、地域での長期的な関わりによる支援、遊び場の充実等、子どもや保護者の居場所の確保が必要とされている。
- ・子育て支援施設の情報共有や一本化、市の窓口以外で情報が得られる場所の紹介、相談できる場所づくり等、情報提供や相談体制の充実が必要とされている。
- ・幼稚園での預かり保育の充実、保育士の負担軽減、保育園の園庭の確保等、未就学児向けの教育・保育施設に関する意見がある。また、一時預かり保育やファミリー・サポート・センターの拡充と、利用者の負担(金銭面・手続き面)の軽減が必要とされている。
- ・ひとり親家庭の負荷軽減、要保護児童に対する法的に踏み込んだ支援や支援につながる機会、家庭訪問等の細やかな支援、相談等の人員の確保等、子どもや保護者に必要な支援を届けるための関わり方や体制づくりに関する意見もある。

(ウ) 活動をより充実させるために、市に協力や支援を求めたいこと

- ・金銭的な支援や安定的な活動場所の確保が求められている。
- ・高校生に対応している支援者からは、のどかの対応時間を子どもの生活時間に合わせた拡充という意見がある。
- ・市民の活動周知の協力、ボランティアだけに頼らない行政支援の充実、スタッフに対する研修の充実、地域の人が集まって子育てを応援できるような体制づくり、未受診の発達障害児やグレーゾーンの児童が利用できる制度の整備、訪問型支援の拡充等、様々な意見がある。

(エ) 活動をより充実させるために、地域の人たちに協力や支援を求めたいこと

- ・メンバーの高齢化で活動継続が難しく、若い方がボランティアスタッフで来てほしい、気軽に遊びにきて手伝ってほしい等、活動を継続していく上で新しいスタッフを求める声がある。
- ・子どもの居場所づくりの意義の理解、子どもの遊び場や環境への寛容な理解等、今の子どもの姿や地域での各活動の意義への理解を求める声もある。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市がこれまで築いてきた基本理念を継承し、次世代を担う子ども・若者一人ひとりが輝き、心身ともに健やかに成長することができ、育まれる環境づくりをより一層推進します。

基本理念1 子ども・若者の権利の保障

本市では、子どもの権利条約や児童福祉法などを踏まえて子ども条例を制定し、すべての子どもの健やかな育ちを市全体で支えていくことを目指して、子どもの意見表明や参加、子どもの権利の普及などに取り組んでいます。

また、子どもも若者も多様な人格・個性を尊重し、権利を保障され、今とこれからの最善の利益が図られる権利の主体として認識しています。家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・行政が協力して、子ども・若者の年齢や成長の過程に応じて意見を尊重し、自己の確立を支えます。

基本理念2 すべての子ども・若者と親への支援

児童福祉の目的は、すべての子どもたちの心身両面にわたる健全な育成を図ることにあります。また、子ども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて、社会全体で切れ目なく支えていくことが重要です。

支援に繋がりにくいと言われる就園前の子育て家庭、発達が気になる子ども、不登校やヤングケアラーなど、様々な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さないよう、家庭の状況に応じた伴走型の支援、困難を抱える子どもを発見する仕組みなど、すべての子ども・若者と子育ての当事者への支援を推進することを基本にします。

基本理念3 共同の子育て

子育てに伴う経済的・精神的な負担感が、子どもを持つことをためらわせる要因の一つになっています。

また、家庭で主として女性が子育てを担うことによって肉体的・精神的負担が偏ったり、働く女性が増えたことに伴い仕事と子育ての両立による女性の負担が増大しています。また男性が育児休暇を取得したくても取得しづらい職場環境が存在しています。

子育てをともに行うことで、単に子育てにおける女性の負担を軽くするだけでなく、子育ての過程と楽しさやつらさなどその時々を共有し、子育てを通して家庭や地域での役割を担うことを基本にします。

基本理念4 循環型の子育て

子ども・若者は次世代を担う大切な社会的存在であり、健やかな育ちは市民全体の願いです。

子どもが成長し、若い世代が自分らしく社会生活を送りながら、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、不安なくそれぞれの希望に応じた生活ができるよう、職場や地域、行政など社会全体が協力し、地域の人的環境・社会環境・自然環境の整備などを進めます。

地域や世代でつなぐ子育てを基本にし、次世代に引き継ぎます。

2 基本方針

基本理念をかなえるために取り組む方向性を基本方針として掲げます。

基本方針1 子ども・若者の主体的な参加ですすめる

少子化や、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などにより、一人ひとりが自分らしさを見つけだし、仲間とともにゆっくと子ども・若者時代を過ごす権利を保障することが難しくなっています。

子ども・若者一人ひとりの違いを認め、子ども・若者が人や自然とふれあい、仲間の中で自ら育とうとする力を大切にします。子ども・若者の最善の利益が尊重された施策を推進するために、子ども・若者の意見表明や自分に関わることへの参加の機会、まちづくりに参画できる機会をつくりだすとともに、知識を身につけるための援助をします。

基本方針2 おとなになることを支える

地域のつながりが希薄化してきており、子どもからおとなになる過程で必要な体験・経験を習得できる行事や催しの機会が少なくなっています。また、すべての子ども・若者がのびのびと成長できるよう、気軽に相談できる環境づくりや、困難を抱える子どもに早期に気づき、支援できる体制づくりが求められています。

子どもが若者となり、おとなとして社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程において、おとなとしての役割を理解し、準備できるよう、家庭・関係機関・地域・行政が一体となって、他者とのふれあいや地域とのかかわりの機会をつくります。

基本方針3 子育て家庭の支え合い

働く女性が増え、核家族化や晩婚化が進み、少子化が進んだ社会では、自分が親になるまで育児の方法を知らなかったり、子育ての仲間との出会いや、親としての自覚や役割を準備する機会が、家庭でも地域でも少なくなっています。とりわけ、在宅で育児をする出産後の早い時期には、育児の不安感や孤立感を感じやすく、子どもの虐待予防の観点からも、地域における親支援が求められています。

父母になる男女が親になる過程を協力してともに歩めるよう、子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、子育ての喜びを共有できるようなまちづくりを目指します。

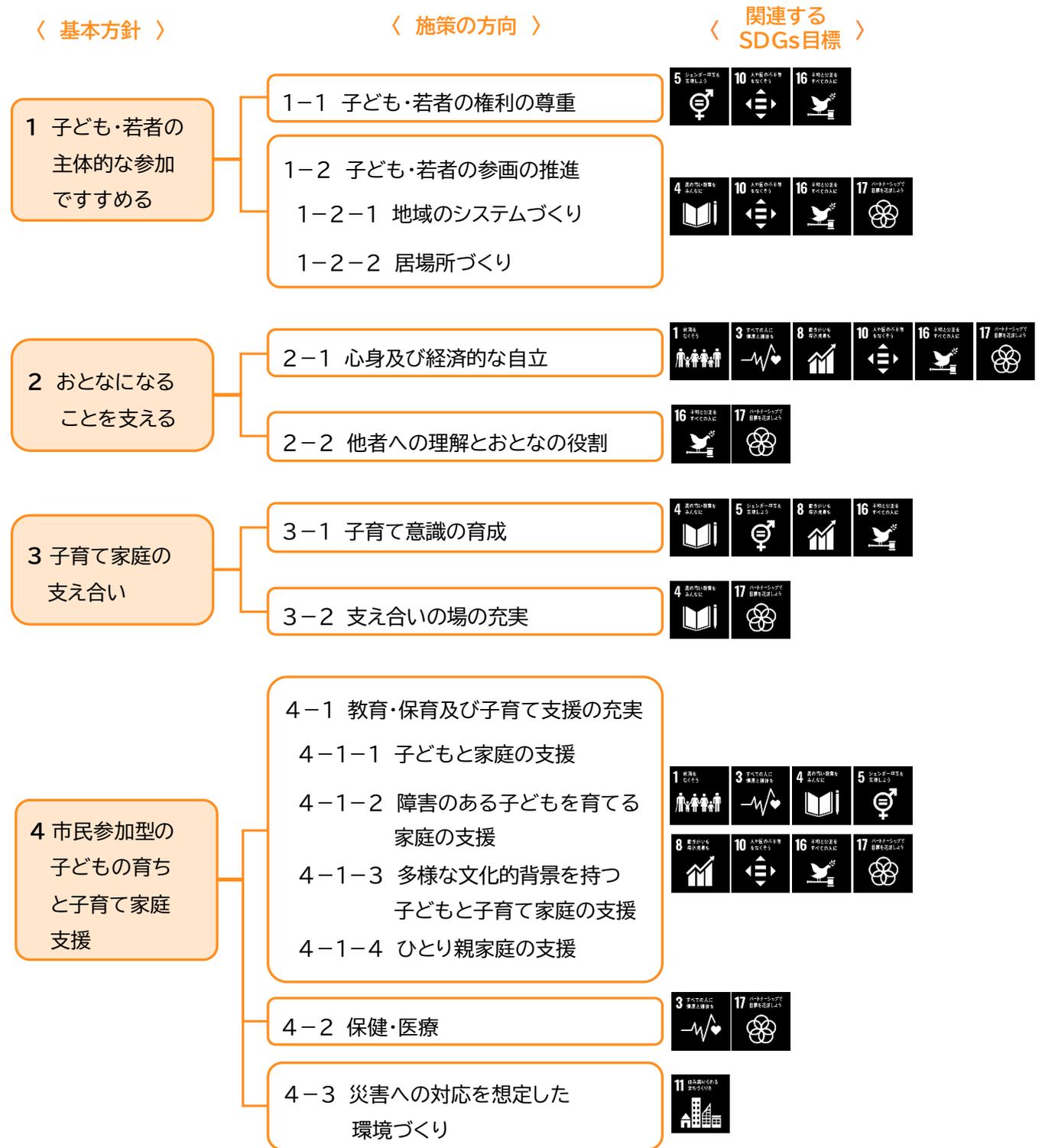
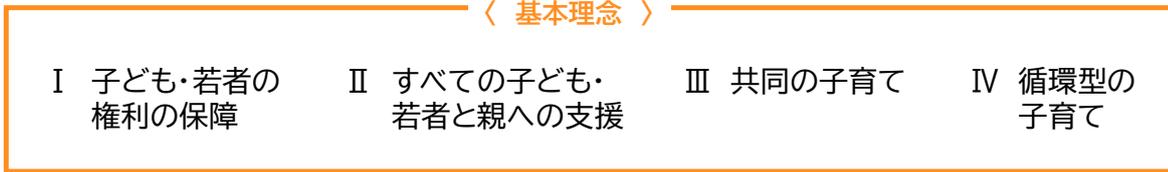
基本方針4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

子どもを安心して産み育てることができ、誰一人取り残さない社会を創るためには、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築や地域全体で子育て家庭を見守る体制づくりが必要です。

次世代を担う子どもに最善のものを託すために、子ども・若者、子育て当事者、市民、事業者等の様々な主体の視点で子育て支援の取組を考え、「子育て」と子ども自身が自らの力で心身ともに成長する「子育て」を推進します。

3 施策体系

本計画における施策の体系は、次のとおりです。



4 対象別の切れ目のない支援

妊娠・出産から子ども・若者の成長に合わせた切れ目のない支援を行います。

基本方針	妊娠期	出産期	乳児期	幼児期
基本方針 1 子ども・若者の主体的な参加ですずめる			子ども・若者の意見表明の機会の充実 子ども参画による事業運営・遊び場づくりの推進 児童館の機能の充実 ボール遊び等ができる身近な	
基本方針 2 おとなになることを支える	若い親世代への支援		虐待の早期発見・早期対応の取組、不登校や学校生活などの困り	
基本方針 3 子育て家庭の支え合い	子育てに関する学習機会の充実		育児・子育て相談事業の充実、子育て支援・相談に関する情報提供 地域の子育て意識の醸成、子育ての仲間づくり、子育て支援団体 子育てひろば事業の充実、保育園園庭開放の推進	
基本方針 4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援			保育サービスの充実 子どもの医療費の負担軽減、児童手当等の実施 子どものための次世代教育、親子で参加できる地域行事の推進 発達支援に関する相談・フォローアップ、発達支援・家族支援の 障害児保育の充実 医療的ケア児への支援の充実 外国語による情報提供の充実、外国語の翻訳サービス機能の充実 多様な文化的背景を持つ子育て家庭における社会参加の促進、 妊娠から子育て期にわたる総合的相談・支援の実施、訪問型相談の充実、母子保健の推進 乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保	幼・保・小・中学校の交流・連携 障害者、異年齢世代との交流事

小学生	中学生	高校生	若者
子どもの権利に関する取組			
			若者参画による事業運営
子ども・若者の居場所の充実、子ども・若者の体験機会の充実、子ども・若者向け情報の発信			
放課後等の居場所の充実	中高生・若者に特化した児童センター機能の充実		
青少年育成会への支援の充実			
環境の有効活用の検討			
子ども自身が相談しやすい体制の充実			若者の相談支援体制の充実
事への支援			
ヤングケアラーへの支援、社会的自立に困難を抱える子ども・若者に対する支援			
地域行事等の活発化による子ども・若者参加の推進、ボランティア活動・子育て体験などの機会の充実			
情報リテラシーの育成、情報モラル教育の充実			
の充実			
等の支援の充実			
の推進			
防犯対策・安全確保の充実			
充実			
障害のある子どもの教育・就学相談、特別支援教育の充実			
業の推進			
日本語適応指導の充実			
ひとり親家庭への支援			
子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進			

第4章 重点的な取組

各基本方針を効果的かつ計画的に推進するため、重点的な取組を定めます。また、取組の達成状況を評価するため、指標と令和16年度の目標を設定します。

基本方針1

子ども・若者の主体的な参加ですすめる

子ども・若者の主体的な参加をすすめるためには、子どもの意見表明や主体的な参加などの権利を子ども条例を通して周知し、子どもの頃から主体的な行動を促すことが重要です。

また、子ども・若者の意見表明や参加の機会を創出し、自らの意見が何らかの影響や変化をもたらす経験や意見を自由に表明して自分らしく育つことができる環境づくりを目指します。

重点的な取組

- ① 子どもの権利を守る仕組みと体制の充実 [基本方針1-1 施策1 (p.51)]
- ② 子ども・若者の意見表明の機会の充実 [基本方針1-1 施策2 (p.51)]
- ③ 子ども参画による事業運営の推進 [基本方針1-2-1 施策1 (p.53)]
- ④ まちづくり活動の機会の充実 [基本方針1-2-1 施策2 (p.53)]

成果指標

指標	現状	目標
① 子ども条例の認知度 〈子どもの生活実態調査〉	中学2年生 71.1% (令和5年度)	中学2年生 80.0%
② 市の制度や取組への子ども・若者の意見表明の参加割合 (子ども・若者人口に対する割合) 〈子どもの意見表明実施状況調査〉	64.7% (令和5年度、18歳まで対象の事業)	120%
② 市の制度や取組に自分の考えを伝えられていると思う若者の割合 〈若者調査〉	15.0% (令和6年度)	60.0%
③ 子どもが市の子ども事業に参画している割合 (小学生人口に対する割合) 〈子どもの意見表明実施状況調査〉	2.8% (令和5年度)	50.0%
④ まちづくり活動に参加している若者の割合 〈若者調査〉	13.4% (令和6年度)	40.0%

おとなへの移行の時期に抱えている悩みごとや不安などを相談しやすい体制を整えることが重要です。子ども相談室ほっとルームをはじめとする、各窓口や媒体の認知度を高め、子ども・若者が自ら気軽に相談できる環境を確保し、悩みや課題に迅速に対応できる支援体制を築きます。

また、子ども・若者が積極的に地域や社会との関わりや人と関わる機会を充実させ、心身の成長を促し、おとなとして自立する過程を支えます。

重点的な取組

- ⑤子ども自身が相談しやすい体制の充実 [基本方針2-1 施策1 (p.56)]
- ⑥若者の相談支援体制の充実 [基本方針2-1 施策2 (p.57)]
- ⑦地域行事等の活性化による子ども・若者参加の推進 [基本方針2-2 施策1 (p.59)]

成果指標

指標	現状	目標
⑤ 子ども相談室 ほっとルームの認知度 〈子どもの生活実態調査〉	中学2年生 67.3% (令和5年度)	中学2年生 80.0%
⑤ 子どもLINE相談の登録者数 〈事務報告〉	294人 (令和5年度)	1,000人
⑥ 若年こころの健康相談「こころHale・Hale @西東京市」LINE相談の登録者数 〈事務報告〉	2,137人 (令和5年度)	5,000人 (令和15年度)
⑦ 子どもを地域の行事やお祭りに行かせる 保護者の割合 〈子どもの生活実態調査〉	小学5年生の保護者 90.6% 中学2年生の保護者 85.1% (令和5年度)	小学5年生の保護者 95.0% 中学2年生の保護者 95.0%
⑦ 地域の人とのかかわりがある若者の割合 〈若者調査〉	15.9% (令和6年度)	25.0%

子育て家庭が孤立することを防ぐとともに、必要な人に必要な情報が行き届く環境を整えて、親が学び合い、育て合うことを地域全体で支援することが重要です。気軽に交流・相談できる環境や、地域で見守る体制として、地域子育て支援センターや地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。

また、子育て応援アプリ「いこいこ」の普及等を通して、子育て支援や相談に関する情報提供し、安心して子育てできる社会を目指します。

重点的な取組

- ⑧ 子育てひろば事業の充実 [基本方針3-2 施策1 (p.63)]
- ⑨ 子育て支援・相談に関する情報提供の充実 [基本方針3-2 施策2 (p.63)]

成果指標

指標	現状	目標
⑧ 子育てひろばの認知度 〈子育て支援ニーズ調査(就学前児童の保護者)〉	72.0% (令和5年度)	90.0%
⑨ 市の子ども施策や子育てに関する情報を 公式LINEで知る保護者の割合 〈子どもの生活実態調査〉	小学5年生の保護者 6.9% 中学2年生の保護者 5.5% (令和5年度)	小学5年生の保護者 25.0% 中学2年生の保護者 25.0%
⑨ 子育て応援アプリ「いこいこ」を利用している 保護者の割合 〈子育て支援ニーズ調査(就学前児童の保護者)〉	32.3% (令和5年度)	60.0%

子どもの発達段階やライフステージに合わせた切れ目のない支援や家庭の状況に応じた伴走型支援の相談体制を充実することが重要です。

すべての子どもが安心して育つことができるよう、社会全体で子どもの育ちを支えられるよう安心・安全な環境を整えます。

重点的な取組

- ⑩ 地域の人材活用の推進 [基本方針4-1-1 施策1 (p.64)]
- ⑪ 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談・支援の実施 [基本方針4-2 施策1 (p.71)]

成果指標

指標	現状	目標値
⑩ 子どもを通じて地域とのつながりが感じられる保護者の割合 〈子育て支援ニーズ調査〉	就学前児童の保護者 56.3% 小学生の保護者 64.7% (令和5年度)	就学前児童の保護者 80.0% 小学生の保護者 80.0%
⑪ 一人ぼっちで子育てをしていると感じている保護者の割合 〈子育て支援ニーズ調査〉	就学前児童の保護者 31.6% 小学生の保護者 30.1% (令和5年度)	就学前児童の保護者 0%を目指す 小学生の保護者 0%を目指す

第5章 基本的施策の展開

各基本方針の施策の方向性に基づき、具体的な施策・事業に取り組みます。

基本方針1

子ども・若者の主体的な参加ですすめる

1-1

子ども・若者の権利の尊重



子ども・若者が権利の主体として尊重され、人権が守られるとともに、子ども・若者が自分の意見を自由に表明して自分らしく育つことができる取組を進めます。

調査結果より

- ・【子】 子ども条例を知らない(聞いたことない)小学5年生は、63.7%である。
- ・【子】 子ども条例を聞いたことがある中学2年生は、71.1%である。
- ・【若】 市の制度や取組に自分の考えを伝えられていないと感じている若者は、84.6%である。
- ・【若】 若者が市の制度や取組に意見を伝えやすい方法や手段は、「アンケートに答える」が51.8%で最も多く、次いで「LINEやSNSなどのオンラインで伝える」が47.7%である。
- ・【子・若】 子ども相談室ほっとルームを知っている小学5年生は61.2%、中学2年生は67.3%である。利用対象年齢の若者の29.3%が知らない。

取組の方向性

- ・【子】 子ども条例を広く周知し、子どもの権利の関心を高めます。
- ・【子】 子どもの権利が尊重されていない時に、子どもに寄り添いながら解決の糸口を探す体制を整えます。
- ・【子・若】 アンケート調査やヒアリング調査、意見交換会等子ども・若者の意見を聞く機会を整えます。

※【子】は子どもに関する内容、【若】は若者に関する内容、【子・若】は子どもと若者に関する内容です。

印がない項目は、子育て当事者や地域の支援者に関する内容です。

具体的な施策・事業

	施策・事業	内容	子	若	担当課
1	子どもの権利を守る仕組みと体制の充実 <重点>	子どもの権利擁護に関する小・中学校の出張授業や、機関紙や副読本等の発行により、子ども条例の普及啓発等に努める。 子どもの権利侵害があった場合に実態の調査・提言等の権限を持って子どもに寄り添った対応をする子どもの権利擁護委員の支援体制の充実を図る。	⑨ ⑮ 〽 ⑳		子育て支援課
2	子ども・若者の意見表明の機会の充実 <重点>	アンケート調査やヒアリング調査、意見交換会等子ども・若者の意見を聞く場を設ける。	⑬	○	子育て支援課 関係各課
3	子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実	市報やホームページ等での広報及び市内小・中学校の児童・生徒を対象にした出張授業を通じて、子ども条例及び子どもの権利擁護について普及啓発を行う。 職員・教員や市民への研修会の開催、情報提供及び広報活動に努める。	⑥ ⑦ ⑭		子育て支援課 教育指導課
4	人として権利を尊重する教育の推進	外国人や障害者・高齢者、性的マイノリティなど、お互いの違いを認め合う意識を育む教育の推進と、すべての教育活動を通じた人権・障害者理解の取組を地域や学校で推進する。 関係部署の連携を強化し、各学校に中核となる教員を育成する研修実施等を推進していく。	⑥ ⑭	○	協働コミュニティ課 教育指導課

※「<重点>」は、重点的な施策・事業です。

※「子」の数字は、施策・事業に関連する子ども条例の条番号を載せています。

※「若」は、若者に関わる取組に○を付けています。



1-2-1 地域のシステムづくり

子ども・若者が主体的に取り組める機会や様々な体験ができる機会を提供します。

調査結果より

- ・【子】 子どもを地域活動や地域のグループ活動に参加させたことがある小学生の保護者は16.7%であり、参加させたことはないが今後参加させたいと考えている保護者は9.3%いる。
- ・【子】 子どもが参加する身近な地域活動やグループ活動について知らない小学生の保護者は26.6%いる。
- ・【子】 児童館・児童センターをいまは利用していないが、今後利用したいと考えている就学前児童の保護者が22.0%いる。
- ・【子】 日本語を母語としない子ども同士のつながりづくり、母国文化継承教育の場づくりが必要だという意見がある。
- ・【若】 まちづくり活動(仕事以外で行っている活動、地域の活動や行事)に参加していない若者は85.9%である。まちづくり活動に参加していない理由は「学業や仕事で忙しいから」が63.5%で最も多く、次いで「趣味など自分の好きなことを優先したいから」が49.5%である。
- ・【若】 若者が参加しているまちづくり活動は、「地域イベント・コミュニティカフェや交流イベントの運営」、「国際交流活動」である。
- ・【若】 まちづくり活動に参加する若者が増えるためには、交通費や会場使用料などの経費の支援、事前申込なしで短時間でも体験できる機会、個人で参加できる機会などがあると良い。
- ・【若】 参加したり過ごしたりできる場やイベントなどの情報提供があると良いと思っている若者は、21.6%である。

取組の方向性

- ・【子・若】 子ども・若者が事業の企画や運営に参画できる機会や場を充実します。
- ・【子・若】 子どもや若者が地域活動やまちづくり活動に参画し、世代間の交流や体験活動ができるよう支援します。
- ・【子・若】 子ども・若者向けの地域活動・地域グループ活動やイベントに関する情報発信を充実します。
- ・【子】 日本語を母語としない子ども向けの支援を行います。

具体的な施策・事業

	施策・事業	内容	子	若	担当課
1	子ども参画による事業運営の推進 <重点>	公共施設における事業企画・運営や、子どもの利用施設における利用方法の検討などにおいて、子どもの参画の機会を推進する。 子どもの利用施設について、利用環境や事業内容等を定期的に評価し、改善提案等を行う子どもへの調査と意見反映を推進する。	⑬		児童青少年課 幼児教育・保育課 みどり公園課 図書館 関係各課
2	まちづくり活動の機会の充実 <重点>	事業企画・運営において、子ども・若者の参画を推進する。 まちづくり活動への参画を促すため、地域の自主的な活動の情報提供及び活動の場の提供等を行う。 若者の地域活動への参加を促進する。	⑬	○	関係各課 協働コミュニティ課
3	子ども・若者向け情報発信の充実	子ども向けホームページや、子ども・若者向けの冊子やちらし等の広報を充実する。 若者がアクセスしやすいSNSを活用した広報を充実する。 インターネット等で情報収集しやすいように、子ども・若者が利用する施設においてWi-Fiなどの環境整備を検討する。	⑬	○	秘書広報課 子育て支援課 児童青少年課 教育企画課
4	青少年育成会への支援の充実	青少年育成会の活動を支援するとともに、相互の交流活動等を支援することで、子ども同士や親も含めた地域社会との関わりをより広く体験できるようにする。	⑤ ⑦		児童青少年課
5	様々な地域活動への参加や体験の拡充	子ども・若者が地域の環境美化や福祉等のボランティア活動や、主体的に取り組める活動への参加や、農業・スポーツ等を通じて地域や人と関わる体験などの機会を拡充する。	④ ⑬	○	地域共生課 スポーツ振興課 産業振興課 公民館
6	日本語を母語としない子どもが集える事業の運営	日本語を母語としない子どもが相談及び交流できる地域の拠点(多文化キッズサロン)の運営を行う。	⑦		文化振興課 教育指導課

子ども・若者が安全・安心に過ごすことができ、育ち学べる場所や機会を確保します。

調査結果より

- ・【子】 小学5年生と中学2年生が放課後や休日を過ごしたい場所は、「仲の良い友だちと気軽におしゃべりできる場所」が最も多い。
- ・【子】 小学5年生と中学2年生からは、野球やサッカー、ボール遊びができる遊び場や、気軽に勉強ができる場所がほしいという意見がある。
- ・【若】 若者が終業後や休日に過ごしたい場所は、商業施設やカフェなどが56.1%と最も多く、一人でゆっくりと静かに過ごせる施設は47.5%、友人や仲間と気軽におしゃべりができる場所は41.6%となっている。また、大きな公園や広場、スポーツができる場所、勉強・自習ができる場所などの希望もある。

子ども会議からの提案

子どもからの意見	意見に対する市の回答	具体的な施策・事業
子どもも大人も多世代が運動ができる公園、いろいろな人とスポーツができるなど、交流の場所があると良い。	新しい居場所を考えるときには、子どもと大人のチームを作って、より多くの声を聞きながら考えていく。 体育館の校庭開放は、みんなが安全に自由に使えるにはどうしたら良いか意見を聞く。	・子ども・若者の居場所の充実・推進（1） ・子ども参画による遊び場づくりの推進（2） ・ボール遊び等ができる身近な環境の有効活用を検討（3） ・児童館機能の充実（4） ・学校等の活用による放課後等の居場所の充実（6） ・子ども・若者向けの文化芸術・スポーツの振興（7）
古民家カフェのような場所があると良い。	イベントを企画する際に、今ある場所を利用して年代を超えて、工作や遊びができるように考えていく。	・子どもの参画による遊び場づくりの推進（2）
趣味や勉強など環境に縛られず自由に過ごせる場所を自分たちで作りたい。	みんなが安心して自由に楽しく過ごすためのルールをみんなで作って、ほっとできる場所を作る。	・子ども・若者の居場所の充実・推進（1）
eスポーツ大会があったら良いと思う。	eスポーツなどのイベントを児童館で開催し、たくさんの人が一緒に楽しめるアイデアを聞きながら企画する。	・児童館機能の充実（4） ・子ども・若者向けの文化芸術・スポーツの振興（7）

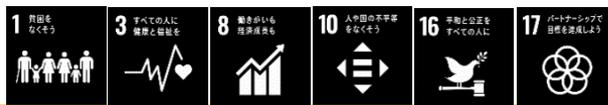
取組の方向性

- ・【子・若】 子ども・若者の居場所づくりを推進します。
- ・【子・若】 子ども・若者が終業後や休日に過ごせる、既存施設を活用したスポーツや音楽施設及び自習スペースについて検討します。
- ・【子】 ボール遊びができる環境の整備を検討します。

具体的な施策・事業

	施策・事業	内容	子	若	担当課
1	子ども・若者の居場所の充実・推進	<p>公共施設の余裕部分や未利用地等の有効活用を図るため、積極的に民間活力を活用し、子ども・若者の居場所の創出について検討する。</p> <p>おとなの利用が中心となる公共施設における子ども・若者の居場所の併設や、図書館での読み聞かせ活動など、子ども・若者が安心して過ごせる場づくりを推進する。</p>	⑫	○	公共施設マネジメント課 総務課 地域共生課 児童青少年課 文化振興課 スポーツ振興課 みどり公園課 公民館、図書館
2	子ども参画による遊び場づくりの推進	<p>児童館・児童センターや公園等の遊び場の設置・改善や、児童館キャンプを子ども参加型ですすめ、子どもが遊びたくなるような遊び場づくりを推進する。</p>	⑫ ⑬		児童青少年課 みどり公園課
3	ボール遊び等ができる身近な環境の有効活用の検討	<p>身近にある公園や広場などで子どもが楽しく安全に遊べるよう、気軽に遊べる場を検討する。</p> <p>子どもが放課後や休日に、公共施設や学校施設等でスポーツを楽しめる事業を推進する。</p>	⑫		児童青少年課 スポーツ振興課 みどり公園課 社会教育課
4	児童館機能の充実	<p>乳幼児・障害のある子ども・中高生等の多様なニーズに応えるため、地域や役割ごとに機能を特化、充実する。</p> <p>児童館における夜間開館事業や日曜開館事業、児童館ランチタイムを充実する。</p> <p>運営方法について、子どもの参画や民間活力を導入する。</p> <p>子ども自身からの相談を受け止める児童館の特性を活かし、相談事業をより一層推進する。</p>	⑫ ⑬		児童青少年課
5	中高生・若者に特化した児童センター機能の充実	<p>中高生の居場所や若者の拠点としての機能を付加した施設整備や中高生・若者に特化した事業を行う。</p> <p>中高生や若者の企画・運営への参画を検討するとともに、学校外活動の情報提供、相談活動等を行う。機能の拡充と特化型児童センターのあり方を中高生委員と共に検討する。</p>	⑫ ⑬	○	児童青少年課
6	学校等の活用による放課後等の居場所の充実	<p>放課後子供教室事業、地域生涯学習事業、出前児童館との連携を図りながら、放課後や学校の授業開始前、学校休業中の子どもの安全・安心の活動拠点の充実を図る。</p> <p>地域の育成会や関連団体、地域市民等の協力や参加を得ながら学校施設を活用し、学校を核とした地域全体で子どもが安心して集い・遊び・学べる場所の充実を図る。</p>	⑫		児童青少年課 社会教育課
7	子ども・若者向けの文化芸術・スポーツの振興	<p>市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、各施設の行事やイベント、音楽練習室の利用などを通じて、文化芸術・スポーツなどに親しみ、体験できる機会を充実する。</p>	⑪	○	児童青少年課 文化振興課 スポーツ振興課 公民館、図書館
8	読書環境の整備	<p>子どもの読書活動の推進のため、子どもと本との出会いの場づくり、子どもの読書に関わる関係機関や市民団体等との連携を強化する。</p> <p>ヤングアダルト世代を対象とした読書会、図書館利用のきっかけとなる参加型ワークショップ等を開催する。</p>	⑬		図書館

2-1 心身及び経済的な自立



子ども・若者が心身ともに自立した個人として育つことができるよう、相談などの支援体制の充実に努めます。

調査結果より

- ・【子】 小学5年生と中学2年生が相談する人や場所は、親と学校の友だちが多い。親と学校の友だち以外では、学校の先生やきょうだい、おじいさん・おばあさんが多い。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども相談室や子どもLINE相談も利用されている。
- ・【子】 ほぼ毎日1時間以上小さい妹、弟の身の回りの世話をすると回答した割合は、小学5年生全体で8.7%、中学2年生全体で5.2%であり、日常的に親代わりとなって弟妹の世話をする子どもが一定数いる。
- ・【子】 お年寄り、病気や障害のある家族の世話について、小学5年生と中学2年生ともに生活困難度が高いほど、世話をしている割合が高い。
- ・【若】 若者の現在の不安や悩みについて、「収入や生活費、奨学金の返済などお金のこと」が48.0%で最も多い。また、漠然とした不安を抱えている若者は31.4%である。
- ・【若】 若者は、匿名で相談できる、相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある場合に相談がしやすい、曜日や時間帯を気にせず相談ができることも希望している。
- ・【若】 ニート、ひきこもり、不登校や困難を抱える子ども・若者支援の充実が今後の取組として必要だと思う若者が13.4%いる。

取組の方向性

- ・【子・若】 子ども・若者が相談しやすい体制を充実します。
- ・【子・若】 様々な困難を抱えている子ども・若者を支援します。
- ・【子・若】 おとなになる前に必要な知識に関する情報提供や教育を推進します。

具体的な施策・事業

	施策・事業	内容	子	若	担当課
1	子ども自身が相談しやすい体制の充実 <重点>	子ども相談室ほっとルーム、いこいな窓口@西東京(子どもLINE相談)などの子どもが気軽に相談できる環境の充実を図る。 子どもの認知度があがるように広報活動を強化する。	⑨		子育て支援課 子ども家庭支援センター

2	若者の相談支援体制の充実 <重点>	若者が抱える不安や悩みを相談しやすい体制を充実させ、適切な支援につなぐ連携体制の強化を図る。		○	地域共生課 健康課
3	虐待の早期発見・早期対応、再発防止のための取組の充実	要保護児童対策地域協議会を活用した取組を進める。 関係機関に対し、講座やテーマ別研修を行い、早期発見・通告・早期対応をするための知識向上を図る。 虐待される子どもの救済に迅速・有効に行動できるよう、関係機関のネットワークを強化していく。 虐待や虐待の再発を防止するため、親を対象とした学習の機会等を充実する。	⑥ ⑧ ⑨		子ども家庭支援センター
4	ヤングケアラーへの支援	庁内各課や関係機関と連携し、ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげる。 ヤングケアラーの潜在化防止や負担軽減を図るため、啓発や相談体制を整備する。	⑨ ⑩	○	子ども家庭支援センター
5	入所型施設退所後の支援の検討	児童養護施設等、入所型施設での暮らしから、地域生活に移行していく青少年の支援において庁内で調整を行う。	⑩	○	地域共生課 子ども家庭支援センター
6	心の悩みを抱えた子ども・若者への支援	心の悩みを抱えた子ども・若者のLINEを活用した相談体制の充実や、孤立防止支援を行う。 市立小・中学校では、スクールカウンセラーを活用し、児童・生徒が直接相談できる体制を整える。	⑨ ⑮	○	健康課 子育て支援課 教育支援課
7	社会的自立に困難を抱える子ども・若者に対する支援の検討	ひきこもり等の子ども・若者が抱える問題について、各関係機関・庁内関係部署との情報交換や連携を通して、青少年の育ちを見守る環境を整備する。	⑨	○	地域共生課 児童青少年課
8	不登校の児童・生徒への支援	学校では、欠席の理由や状態を把握し不登校の未然防止に努める。 不登校児童・生徒には、教育支援センター(スキップ教室)、不登校ひきこもり相談室(ニコモルーム)、体験フリースペース(ニコモテラス)が学校及び関係機関と連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行う。	⑨		教育支援課
9	キャリア教育の推進	小・中学校の特別活動を要しつつ、各教科などの特質に応じて、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身につけていくことができるよう、キャリア教育を充実する。	⑩		教育指導課
10	子どもへの心理的支援及び福祉的支援の充実	幼児から高校生年齢の子どもに対してカウンセリングや心理療法等の心理的支援を行うとともに、児童・生徒が抱える学校内では解決しにくい問題には、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、福祉的支援を行う。	⑨		教育支援課
11	タバコ・違法薬物等・性感染症に対する正しい知識の普及・啓発	未成年の喫煙行動が、健康に及ぼす影響や青少年に広がる薬物乱用、性感染症に対する正しい理解を深めるため、学校と連携して正しい知識の普及活動を行う。	⑪		健康課 教育指導課
12	犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援	犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える活動に対する支援を実施する。		○	地域共生課

子ども・若者が多様な社会的活動に参加し、地域の人と連携しながら社会の一員として行動する力を身に付ける機会の確保に努めます。

調査結果より

- ・【子】自由に使えるWi-Fi環境がある小学5年生は81.7%、中学2年生は92.5%である。
- ・【若】若者は、若者のための市の取組として、「イベントやボランティアなどの自主的な活動ができる場所や機会の充実」、「イベントやボランティアなどの自主的な活動の相談や財政的支援」を希望している。
- ・【若】近所の人、町内会などの人など地域の人とかかわりがないという若者は84.1%である。
- ・【若】子育てしやすい社会に必要な取組について、16～19歳の若者の23.2%が、「子育て中の父親・母親同士が交流できるきっかけづくり」と回答した。

取組の方向性

- ・【子・若】子ども・若者が地域とかかわる機会を提供します。
- ・【子・若】適切に情報にアクセス・発信できるよう情報リテラシーを身につける教育を充実します。
- ・若い世代の親への相談体制や交流の場づくりを推進します。

具体的な施策・事業

	施策・事業	内容	子	若	担当課
1	地域行事等の活発化による子ども・若者参加の推進 <重点>	市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、地域でのまつり、青少年育成会が主催するイベントなどを活性化し、子ども・若者が地域と関わり、参加できる機会を増やす。	⑬	○	児童青少年課 文化振興課 スポーツ振興課 協働コミュニティ課 社会教育課
2	ボランティア活動の機会の充実	子育てサークルの活動や乳幼児とふれあう遊びのボランティア活動、職場体験の受け入れなどを通じて、異年齢の子どもたちの交流をすすめる。 また子どもや子育て家庭を支援するボランティアなど、子育てに関連するボランティア活動の情報を提供し、小・中・高校生、若者が活動に入りやすいように支援する。 各種ボランティア活動を安心して行えるよう、ボランティア保険等への加入を促進する。	⑬	○	地域共生課 幼児教育・保育課 児童青少年課
3	インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実	インターンシップ制度を活用し、高校生、大学生が子育てに関わる職業体験を充実する。	⑬	○	幼児教育・保育課 児童青少年課
4	情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実	教科の学習におけるタブレット端末の活用など、多様な情報機器を活用した学習を推進する。 子どもと青少年が必要な情報に適切にアクセス・発信できるように、その成長発達段階に応じた知識や能力を身につける教育を充実する。	⑪		教育指導課
5	若い親世代への支援の実施	不安を抱えることの多い若年層の親たちが気軽に集い、意見交換し合えるような機会づくりをすすめる。また、子育て親子の交流の促進を支援する。 性の尊重への正しい知識周知を継続する。望まない妊娠の問題に対して、性の尊重と妊娠のしくみを学ぶ機会を増やし、啓発、相談事業を実施する。	⑤	○	健康課 幼児教育・保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター



子育てに関する学習機会や意識の醸成を進めます。

調査結果より

- ・就学前児童の保護者で、子育て(教育を含む)を「父母ともに」行っている人は69.7%であり、前回調査から割合が増えた。
- ・父親の育児休業の取得率は前回調査よりも改善しているが、育休を取得した子どもの年齢は6か月未満が69.0%で、いまだ母親の育休期間の方が長い傾向がある。
- ・保護者の就労について、就学前児童の母親は24.6%、小学生の母親は19.9%が「以前は就労していたが、現在は就労していない」状況である。就労していない母親のうち、就学前児童の母親は72.2%、小学生の母親は63.0%が就労したいと考えている。
- ・市や地域のサークルなどが主催するイベントや講習への参加について、就学前児童の保護者、小学生の保護者は、「子どもと参加できるのであれば参加してみたい」が最も多く、「同年代の子どもがいる保護者同士が交流できるのであれば参加してみたい」、「無料ならば参加してみたい」という希望もある。
- ・**[若]** 子育てしやすい社会に必要な取組について、「子ども・子育てに関する社会の理解促進」だと思っている若者は29.8%である。

取組の方向性

- ・男性も女性も互いに協力し合いながら育児に参加し、仕事と生活の調和を図る啓発活動を推進します。
- ・地域での子育て支援意識を高めるため、市民講座やイベントを通じた啓発活動を実施します。
- ・子どもとの参加や保護者同士の交流ができる講座等を実施し、子育て世代のつながりの形成を図ります。

具体的な施策・事業

	施策・事業	内容	子	若	担当課
1	父親の育児参加の推進	父親の育児や家事への参加を促すため、参加しやすい曜日や時間帯を考慮した講座の実施、情報誌などを活用した啓発を行う。	⑤		健康課 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 公民館
2	仕事と子育ての両立に関する啓発	育児休業の奨励や子育てしやすい職場環境整備を推進する情報提供を行う。 ワーク・ライフ・バランスについて、企業啓発や出産・育児により離職した者に、職場復帰・再就職に関する雇用情報の提供を行う。	⑤		産業振興課 協働コミュニティ課
3	子育てに関する学習機会の充実	妊産婦や乳幼児の健康増進のための学習機会や講習会により知識の普及を行う。 子育てに関する講演会や思春期の子どもをもつ親に対する学習機会を充実する。	⑤		健康課 幼児教育・保育課 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 公民館
4	栄養・食生活に関する教育・相談の実施	ファミリー学級・離乳食講習会等での栄養・食生活に関する相談や教育を実施する。 市内農家と市民の交流事業等を推進し、学校においても市内農産物の活用等により食の安全・栄養等について関心を深める。	⑤ ⑪		健康課 幼児教育・保育課 産業振興課 学務課
5	親子のふれあいを通じた学びの充実	親子のふれあいを通じて、親と子が楽しみながら子育てができるよう支援を行う。 保育付き子育て関連講座や育児相談等の事業を推進することで、子育て世代の地域の中での学びを充実する。	⑤		健康課 幼児教育・保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 公民館
6	地域の子育て意識の醸成	市民講座など市民向けイベントで子ども条例の啓発を行いながら、家庭、幼稚園・保育園、学校だけでなく、地域で子どもを育てる意識を高める活動を、青少年育成会等と連携しながら推進する。	⑥ ⑦		子育て支援課 幼児教育・保育課 児童青少年課



身近な地域で相談や支援を受けることができる機会の充実や子育て家庭が交流できる場づくりに取り組みます。

調査結果より

- ・子育てひろばの利用者は93.9%が満足している一方で、子育てひろばを知っている保護者は72.0%である。
- ・市の子育て・子育てに関するサービス情報について、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに市報広報西東京で知る割合が最も多い。
- ・今後の子どもに関する情報を市の公式ライン(LINE)から受け取りたいと思う保護者は、小学5年生の保護者と中学2年生の保護者ともに困窮層の方が割合が高い。
- ・子育てに関する相談で頼れる人に「相談・支援機関や福祉の人」を挙げるのは、小学5年生の保護者と中学2年生の保護者ともに生活困難層の割合が高い。
- ・地域子育て支援センターの認知度は78.5%である一方で、利用しているのは9.3%である。

取組の方向性

- ・子育てひろばや児童館の利用者のニーズに応じたサービスを選択できる環境を整備します。
- ・子育て情報の一体的な提供や市民に親しみのある媒体を活用した情報提供を推進します。
- ・外国人の家庭にもやさしい日本語や多言語で対応する情報発信を継続します。
- ・子育て家庭が支え合う場の充実や、子育てで孤立することを防ぐための仲間づくりを支援します。

具体的な施策・事業

	施策・事業	内容	子	若	担当課
1	子育てひろば事業の充実 <重点>	のどか広場、ピッコロ広場、保育園、児童館で実施している子育てひろば事業を充実し、利用者の多様なニーズに応えられる広場運営に努める。	⑤		幼児教育・保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター
2	子育て支援・相談に関する情報提供の充実 <重点>	市報や市ホームページ、子育てハンドブック、SNS、オンラインなどを活用し、子育て施設等での相談や救急医療情報に関する情報提供を継続する。 青少年も含めた子ども・子育てに関わる情報の一元化を図ることや、外国人に配慮しながら、乳幼児から中高生やその保護者まで切れ目のない情報提供を充実する。	⑤		秘書広報課 健康課 子育て支援課 幼児教育・保育課 子ども家庭支援センター 文化振興課 教育支援課
3	育児・子育て相談事業の充実	乳幼児家庭全戸訪問指導など母子保健事業の訪問相談、電話相談、面接等により、必要時に相談できる体制を継続する。 在宅で子育てする家庭の孤立を予防するため、継続的な相談支援につながる制度を構築し、こども家庭センターと連携しながら切れ目のない支援を図る。 関係機関と連携し、地域子育て支援センター、児童館、子育て広場の利用保護者だけでなく、広く相談事業を行う。	④ ⑤		健康課 幼児教育・保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター
4	地域子育て支援センターの活用	出産を控えている保護者、在宅で子育てをしている家庭の孤立を防止するため、相談や交流の場として地域子育て支援センター（基幹型保育園）を（仮称）マイ保育園と位置づけ、登録する制度を検討する。	⑤		幼児教育・保育課
5	保育園園庭開放の推進	乳幼児とその親の交流と遊び場づくりのため、保育園等の園庭開放を推進する。	⑤		幼児教育・保育課
6	子育ての仲間づくり、子育て支援団体・グループ等の支援の充実	自主的なグループ活動の支援や、場所と情報の提供により、子育て中の親が気軽に集い、情報交換できる場づくりに努める。 子育てサービスの提供機会の選択肢を広げるため、子育て支援団体や子育てグループ等の活動環境を充実する。	⑤ ⑦		地域共生課 健康課 幼児教育・保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課
7	子育て相談担当者の研修事業の充実	保健・福祉・教育等、さまざまな機関における子育て相談担当者の研修を充実する。	⑥		健康課 幼児教育・保育課 子ども家庭支援センター

4-1

教育・保育及び子育て支援の充実



4-1-1 子どもと家庭の支援

誰一人取り残さない切れ目のない支援を推進します。

調査結果より

- ・小学5年生及び中学2年生から、「通学路を安全にしてほしい」、「車が見にくいところを見やすいようにミラーを付けてほしい」、「もっと街灯をつけてほしい」、「横断歩道に信号をつけてほしい」等、安全に関する意見がある。
- ・子どもが中学生になった時に児童館・児童センターの夜間開館を利用させたいと思う小学生の保護者は、17.3%である。
- ・子育て短期支援事業(ショートステイ事業)を知っているのは、就学前児童の保護者は24.6%であり、小学生の保護者は27.5%である。

取組の方向性

- ・市民参加型の子どもと家庭の支援を推進します。
- ・こども家庭センターを拠点に、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を推進します。
- ・様々な就労形態やニーズに合った多様な保育サービスの提供を検討します。
- ・次世代教育や親子で参加できる地域行事を開催する等、地域における子育て家庭の支援を進めます。

具体的な施策・事業

	施策・事業	内容	子	若	担当課
1	地域の人材活用の推進 <重点>	地域の団体活動(おやじの会、子ども食堂など)やボランティアの支援を行う。 さまざまな立場の市民が自分の経験や知識を活かして子どもや家庭の支援ができるよう、地域人材の情報提供や、人材が活躍できる機会づくりを促進する。	④ ⑦		地域共生課 幼児教育・保育課 協働コミュニティ課
2	こども家庭センターの運営	子ども、子育て家庭、妊産婦を対象に、母子保健と児童福祉との一体的な体制のもと、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、地域とつなぎ、切れ目のない相談支援を行う。	④ ⑤ ⑧		健康課 子ども家庭支援センター

3	幼・保・小・中学校の交流・連携の推進	保育園や幼稚園等が、小学校や中学校との交流を推進することで、児童が教育環境に無理なく接続ができるよう取り組むほか、発達障害、要保護児童の支援に対する連携の強化と情報の共有化を図る。	④ ⑤	幼児教育・保育課 子ども家庭支援センター 教育指導課
4	多様な保育ニーズへの対応	保護者の就労形態の多様化等に配慮し、休日保育やベビーシッター制度を利用した保護者への一部助成を検討する。 就労にかかわらず保護者のレスパイト支援の観点から、一時保育、0歳一時保育などの拡充を検討する。	⑤	幼児教育・保育課
5	子育て短期支援事業(ショートステイ)の充実	保護者の疾病や育児疲れなどの理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、養護施設等で一定期間養育・保護を行う。利用可能月齢を見直し、新たな協力事業者を確保する。	⑤	子ども家庭支援センター
6	ホームヘルパー派遣事業の推進	育児や家事などの負担を軽減するため、ホームヘルパー派遣事業を推進する。	⑤	地域共生課
7	既存の施設を活用した待機児童への対策	2号教育への利用を促進するため、私立幼稚園の一時預かり事業等の支援を検討する。就学前児童数の推移や保育ニーズのバランスを見ながら、既存の施設を有効活用し、老朽化した施設については計画的に改修を検討する。また私立幼稚園から認定こども園への移行や「こども誰でも通園制度」の拡充を検討する。	⑤ ⑥	幼児教育・保育課
8	子どもの医療費の負担軽減及び児童手当の実施	子どもの保健の向上と健やかな育成を図るため、子どもに係る医療費の一部を助成する。 児童手当を支給することにより、子育て期の親の経済的負担を軽減する。	⑤ ⑪	子育て支援課
9	幼稚園等園児保護者の負担軽減補助の実施	幼稚園・幼稚園類似施設・無認可幼児施設に保育料等を納入した保護者に対し、費用負担の軽減を目的とした補助を実施する。	⑤ ⑩	幼児教育・保育課
10	親子で参加できる事業や地域行事の開催	市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、児童館事業、地域でのまつり、青少年育成会が主催する行事など、親子で参加できる地域のイベントなどを実施する。	⑤	児童青少年課 文化振興課 スポーツ振興課 協働コミュニティ課 社会教育課
11	子どものための次世代教育の推進	児童・生徒が自分自身の身を守り、豊かに生活するために必要な教育(環境教育、情報モラル教育、交通安全教育、国際理解教育等)を行う。	⑪	文化振興課 協働コミュニティ課 環境保全課 教育指導課
12	防犯対策・通学路等の安全確保の実施	災害が発生した際に子どもと子育て家庭への支援体制を整備する。 子ども110番ビーポくんの家の推進や啓発活動を実施する。 児童・生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に着ける指導の継続及び地域支援による児童・生徒の安全確保の取組を行う。 小・中学校の通学路の交通安全施設の整備を充実するとともに、通学時の安全を確保するため、地域や関係部署が連携し、通学路の点検及び危険な場所への対策を継続して行う。	④ ⑥ ⑪	危機管理課 児童青少年課 交通課 道路課 学務課 教育指導課
13	里親制度(養育家庭)の推進	東京都と連携し里親制度の啓発活動やホームページ等で情報提供を行う。	⑧	子ども家庭支援センター

4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援

子どもの発達に関するニーズへの対応や、支える家族の支援に取り組みます。

調査結果より

- ・ 小学校低学年になったら障害児の放課後対策事業を利用させたい就学前児童の保護者は、8.0%である。
- ・ 平日の放課後に障害児の放課後対策事業を利用している小学生の保護者は、1.1%である。
- ・ 平日の教育・保育の事業を選ぶ際に「障害のある子どもの受け入れができる」、「医療的ケア児の受け入れができる」ことを重視する就学前児童の保護者がいる。

取組の方向性

- ・ 発達支援の相談対応からその後のフォローアップまで継続的な支援を提供します。
- ・ 障害のある子どもに合わせた療育・教育相談や就学相談、入所型・通所型保育の充実を図ります。
- ・ 障害のある子どもを育てる保護者の負担軽減や支援の方策を検討、実施します。
- ・ 障害の有無にかかわらず、ともに学ぶ体制や、交流できる場づくりを推進します。

具体的な施策・事業

	施策・事業	内容	子	若	担当課
1	発達支援の入り口としての相談から、フォローアップまでを行う事業の展開	児童発達支援センターに発達支援コーディネーターおよび相談員を配置し、相談を受け、支援が必要な子どもをフォローする。	④ ⑤		健康課
2	障害のある子どもに対する幅広い専門性に基づく発達支援・家族支援の充実	児童発達支援センターで療育(集団・個別)、家族支援を提供する。	⑤		健康課
3	医療的ケア児への支援の充実	医療的ケア児の支援事業所と連携を深めながら相談支援の充実を図る。 医療的ケアを適切に実施するため、人員体制や環境を整備し、集団保育が可能な児童を受け入れていく。保育・医療等様々な機関による医療的ケア児に関する研修などを実施する。	⑤		障害福祉課 幼児教育・保育課 児童青少年課
4	障害のある子どもの療育・教育相談・就学相談事業の推進	電話・来所・巡回等、多様な形態での療育や教育に関する相談を推進する。 早期から障害のある子どもの相談を受けるとともに、就学相談を適切にすすめられるよう、児童発達支援センター、幼児施設など関係機関と協力・連携を図る。 就学後も、相談事業の継続と支援の充実を図る。	⑤		障害福祉課 健康課 学務課 教育支援課

5	障害児保育の充実	支援の必要な児童を保育所等で保育し、集団の中で生活することによる成長を図る。また、保育所等を巡回したり、関係機関と連携することで、子ども一人ひとりの障害や疾病の特性に応じた保育を行う。	⑤		幼児教育・保育課 児童青少年課
6	幼稚園における障害のある子どもの受入れの促進	障害のある子どもの受入れを促進するため、幼稚園に対する補助の拡充を検討する。	⑤		幼児教育・保育課
7	障害のある子どもがいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	必要に応じて介護や家事ヘルパーを派遣し、子育て支援をする。	⑤		障害福祉課 子ども家庭支援センター
8	施設緊急一時保護事業の実施	障害のある就学児童とその家族を対象とした施設緊急一時保護事業を活用することにより、緊急時の支援をする。	⑤		障害福祉課
9	障害のある子どもを育てる家庭のレスパイトケア機能の実施	障害のある子どもを育てる保護者の負担の一時的な緩和(レスパイトケア)として、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業を実施する。	⑤		障害福祉課
10	障害のある子どもがいる世帯への手当	児童育成手当、特別児童扶養手当により障害のある子どもがいる世帯への支援を行う。	⑤		子育て支援課
11	障害者、異年齢世代との交流事業の推進	幼少期から障害の有無や年齢に関係なく交流できるインクルージョンの機会を提供する。	⑤ ⑥ ⑦		障害福祉課 健康課 幼児教育・保育課 児童青少年課
12	特別支援教育の充実	障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じて、学校が、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばす多様な教育を展開する。 障害の有無にかかわらず、すべての子どもがともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育の充実を図る。	④ ⑤ ⑥ ⑩		学務課、教育指導課
13	障害のある子どもの放課後等の居場所の充実	障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後活動の常設場所の確保を検討する。 学齢児対象としては、児童館での放課後活動を推進する。	⑤ ⑫		障害福祉課 児童青少年課
14	市外にある特別支援学校への通学者に対する取組の充実	市外にある特別支援学校通学者やその保護者に、地域情報提供の充実と地域との結びつきを強める取組の充実を図る。	⑤		障害福祉課
15	保育所等訪問支援事業の実施	保育園等、子どもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行う。	⑥		健康課

4-1-3

多様な文化的背景を持つ子どもと子育て家庭の支援

子どもと子育て家庭の多文化共生を推進します。

調査結果より

- ・日本語以外の言語を使うことが多い家庭は、小学5年生の保護者は0.6%、中学2年生の保護者は0.8%であり、生活困難層の割合が高い。
- ・日本語を学習できる場所の確保と機会の充実が必要、外国語で意思疎通ができるきめ細やかな支援体制が必要という意見がある。

取組の方向性

- ・〔子〕 外国語を母語とする児童・生徒の言語習得のために、日本語学習の機会を提供します。
- ・やさしい日本語や多言語による情報提供を促進します。
- ・外国人の家庭が地域と交流できる場の充実を図ります。

具体的な施策・事業

	施策・事業	内容	子	若	担当課
1	日本語適応指導の充実	日本語が話せないために学習活動に適応することが困難な児童・生徒を対象に、初期の日本語指導を行う日本語適応指導を実施する。初期指導終了後も、子ども日本語教室と連携して継続的に支援する。	⑩		教育指導課
2	外国語による情報提供の充実	既存のパンフレット・冊子・アプリ等について、外国語による情報提供を行う。伝達に動画を用いて説明するなど、意思疎通の方法について検討する。	⑤		健康課 幼児教育・保育課 文化振興課 ごみ減量推進課 学務課
3	外国語の翻訳サービス機能の充実	市ホームページの翻訳機能を継続して行う。保育・教育機関などから配布される資料や書類を外国語に翻訳するサービスを行う。	⑤		秘書広報課 文化振興課
4	外国人の子育て家庭における社会参加の促進	外国人の日常生活等に関するボランティアネットワークの充実、地域交流の促進などを行う。	⑤		文化振興課
5	外国語本の整備の継続	外国語の絵本など、外国語の本の整備・提供を充実する。	⑤		図書館

4-1-4 ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭が安心して健康的に生活できるよう支援を行います。

調査結果より

- ・ ひとり親(二世帯)は、小学5年生の保護者全体では4.3%に対し、困窮層は28.8%である。中学2年生の保護者全体では7.7%に対し、困窮層は28.8%である。
- ・ 子どもの親が離婚している割合は、小学5年生の保護者全体では4.9%に対し、困窮層は28.8%である。中学2年生の保護者全体では8.6%に対し、困窮層は30.3%である。
- ・ 母子及び父子福祉資金を知っていて利用したことがあるのは、小学5年生の保護者は0.9%、中学2年生の保護者は0.6%である。

取組の方向性

- ・ ひとり親家庭が地域で安心して自立した生活ができるよう支援を行います。
- ・ ひとり親家庭が健康に生活できるよう医療費を助成します。
- ・ 資金貸付や手当について分かりやすい説明となるように工夫し、適切な取得を促します。

具体的な施策・事業

	施策・事業	内容	子	若	担当課
1	母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進	母子・父子家庭の生活の自立と安定のために自立支援プログラム策定事業を推進する。	⑤ ⑩		子育て支援課
2	ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	育児や家事などの負担を軽減するため、ホームヘルパー派遣事業を推進する。	⑤ ⑩		地域共生課 子育て支援課
3	母子・父子家庭自立支援給付金支給事業の推進	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業と母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業を実施する。	⑤ ⑩		子育て支援課
4	母子保護の実施	母子家庭の生活自立のための支援を実施する。	⑤ ⑩		子育て支援課
5	ひとり親家庭等医療費助成事業及び児童扶養手当・児童育成手当の実施	ひとり親家庭などの親や子どもが通院又は入院による治療を受けた場合、費用の一部を助成する。 児童扶養手当、児童育成手当を実施する。	⑤ ⑩		子育て支援課
6	母子及び父子福祉資金貸付事業の充実	ひとり親家庭へ福祉資金の貸付を実施する。	⑤ ⑩		子育て支援課
7	養育費確保支援事業	子どもが経済的・社会的に自立するまでの生活や教育に必要な養育費の継続的な履行確保を図るため、養育費の取り決めに関する費用の一部を補助する。	⑤ ⑩		子育て支援課



妊娠、出産から子育て期にわたり切れ目のない支援や、乳幼児健康診査等を通じて子どもの発育・発達を確認し、健やかな子どもの育ちを支援します。

調査結果より

- ・子どもをたたいたり、無視したりしてしまった経験の理由について、「心に余裕がなくなってしまったから」が最も多く、就学前児童の保護者は53.4%、小学生の保護者は46.4%である。

取組の方向性

- ・より早い時期から子育て世帯を支援できるように、母子保健事業の連携を強化します。
- ・子育てで家庭への訪問などの機会を通して、子育ての相談や情報提供を行います。
- ・予防接種や健診についてホームページや市報を通じて情報提供を行います。
- ・各家庭が専門医とつながることができる体制を整えます。

具体的な施策・事業

	施策・事業	内容	子	若	担当課
1	妊娠期から子育て期にわたる総合的相談・支援の実施 <重点>	親に対して子どもの成長に応じた相談・支援のサービスを提供する。 虐待などの要保護児童の早期発見や適切な保護を行うために、関係機関との連携や情報共有を強化し、虐待防止に関する取組を充実する。	④ ⑤ ⑪		健康課 幼児教育・保育課 子ども家庭支援センター
2	母子保健と保育の連携強化	乳幼児家庭全戸訪問指導や乳幼児健診などのこども家庭センター事業と関係機関との連携を強化する。要保護児童や家庭に対し、切れ目のない支援を実施する。	④ ⑤ ⑧ ⑪		健康課 幼児教育・保育課 子ども家庭支援センター
3	訪問型相談の充実	乳幼児家庭全戸訪問指導や、健診未受診者等の訪問型相談を実施する。 産後うつ・虐待などの未然防止、早期発見、解決と、子どもの成長発達の促進を図る。	④ ⑤ ⑧ ⑪		健康課 子ども家庭支援センター
4	母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進	母子健康手帳交付や乳幼児健診を活用した健康相談、情報提供を行う。	⑤ ⑪		健康課
5	予防接種についての普及啓発の充実	重要性を啓発することで接種率を高め、乳幼児の健康を促進する。	⑤ ⑪		健康課
6	保健所との連携強化による母子保健サービスの推進	保健所と円滑な連携が図れるよう、連携体制の協議と情報共有を行う。	④ ⑤ ⑪		健康課
7	かかりつけ医・かかりつけ歯科医の推進	専門相談と個別支援が円滑に行えるようなシステムを構築していく。	⑪		健康課
8	小児医療体制の充実	小児科医師のいる救急医療機関を確保し、小児救急医療体制の充実を図る。	⑪		健康課

本市では、市民の生命や財産を守るため、非常時における危機管理体制を強化し、地域の防災力を高めることで、安全・安心かつ災害に強いまちをめざしており、「地域防災計画」の中では、子ども・子育てに係る分野として、災害時における福祉避難施設の設置や乳幼児又は妊婦及び子育て家庭のニーズに配慮した運営体制の確保について定めているほか、子どもに対して防災教育の推進などを規定しています。

取組の方向性

- ・子ども自身が自分の身を守ることができるような教育を行います。
- ・家庭と地域と市とが連携して、平常時から防災意識が高まるようにします。
- ・災害時にも子育て家庭が安心して生活できるように生活必需品を備えます。

具体的な施策・事業

	施策・事業	内容	子	若	担当課
1	子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進	災害時に子ども自身が自分を守り、避難することができるよう防災訓練等を通して、防災教育を行い、対応能力の向上を図る。 「安全教育プログラム」を活用し安全教育を行う。			幼児教育・保育課 児童青少年課 教育指導課
2	子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化	避難計画の策定、防災に関する講座を開催し、多世代が交流しながらシミュレーションすることで啓発を行い、子育て家庭に配慮した福祉避難所の運営体制の整備を継続的に行う。			危機管理課 幼児教育・保育課 児童青少年課
3	乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保	保育園に備蓄している物資の入れ替え及び定期点検を行う。 災害時のための食料や医療品の備蓄を、市が備えるとともに、家庭や地域での備蓄の推進を啓発します。また、家庭における家具の転倒を防止する対策を啓発するなど、減災に努める。	⑤		危機管理課 幼児教育・保育課

第6章 子ども・子育て支援事業計画(第3期)

(計画期間:令和7年度から令和11年度まで)

本章は、子ども・子育て支援法61条に基づき、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めています。

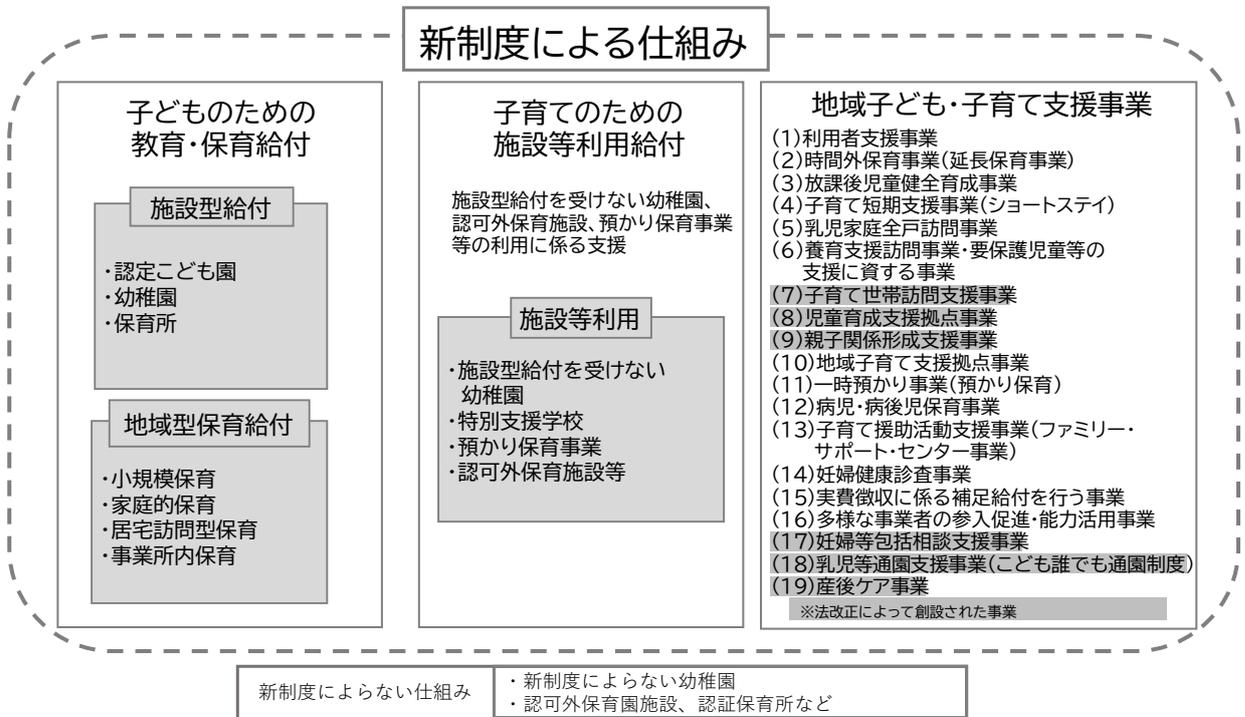
1 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

この章では、第3期子ども・子育て支援事業計画として、令和7年度から令和11年度までの5年間の各事業の需要に係る「量の見込み」と、これに対応した供給を行うための「確保の内容」と「実施時期」を定めます。

平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度においては、「子どものための教育・保育給付」「子育てのための施設等利用給付」と「地域子ども・子育て支援事業」により、子どもや子育て家庭の支援を行っています。

<子ども・子育て支援新制度の全体>



保護者から教育・保育の利用申請があった子どもについて、市町村は、子どもの年齢や保育の必要性から、次の3区分(1号・2号・3号)に認定します。教育・保育の量の見込みは、これらの区分ごとに算出することとなっています。

<認定区分と提供施設>

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり (教育のニーズあり)	保育の必要性あり (教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用可能施設	幼稚園				
	保育所				
	認定こども園				
	地域型保育				

2 子ども・子育て支援事業計画における設定

(1)量の見込みと確保の内容

「量の見込み」の算出は、保護者の就労希望、実際の利用状況、潜在的な利用希望も加えた需要を、令和5年10月から12月にかけて実施したアンケート調査の結果を国の手引書により計算し、さらに市独自の設問への回答やこれまでの事業利用実績を考慮して行いました。

「確保の内容」は、「量の見込み」に対応した供給を行うために、年度毎にどのくらいの量(定員や施設数等)を確保するかということを定めた、年度毎の目標となる数値です。

(2)教育・保育の提供区域

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域(以下「提供区域」といいます。)」を定めることとなっています。この提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅から容易に移動して施設等を利用することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育の施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。提供区域は、地域子ども・子育て支援事業にも共通の区域設定とすることが基本とされています。

本市は、鉄道やバスによる交通網が発達しており、平坦で海岸部や山間部がなく自転車等での市内の移動も比較的容易で、幼稚園・保育所も市内全域に配置されており、地域ごとに大きな偏在がないことから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、市域全体を1つの提供区域として設定しています。

なお、市域全体を1つの提供区域としますが、大きな需要が新しく発生した場合や、著しい利用状況の変化が起こった場合は、各地域の課題に応じて施設整備を検討する等の適正な対応を図ることとします。

<西東京市略地図>



3 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

新制度による教育・保育については、施設型給付の対象となる施設と、地域型保育給付の対象となる施設とがあります。一方で、幼稚園については、これらの給付によらず、従来どおりの私学助成による運営も可能となっています。

ここでは、本市に在住する子どもの教育・保育の需要と、その供給(提供体制、確保の内容等の確保方策)について、定めます。

【施設型給付対象となる施設】

- ・幼稚園: 幼児期の学校教育を行う施設
 - ・保育所: 利用定員が20人以上で、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことを目的とした児童福祉施設
 - ・認定こども園: 幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設
- ※施設型給付は、保護者への個人給付を基礎として施設が代理で給付を受けることができます。施設が給付を受けるには、市長の「確認」が必要となります。

【地域型保育給付対象となる施設】

- ・小規模保育: 3歳未満の子どもを対象とし、利用定員6人以上19人以下で、施設において保育を行う事業
 - ・家庭的保育: 3歳未満の子どもを対象とし、利用定員5人以下で、家庭的保育者の居宅などにおいて保育を行う事業
 - ・事業所内保育: 3歳未満の子どもを対象とし、会社等の事業所の施設において、従業員の子どもと、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
 - ・居宅訪問型保育: 3歳未満の子どもを対象とし、1対1で、保育を必要とする子どもの居宅において保育を行う事業
- ※地域型保育給付は、定員20人未満の多様な小規模な保育への財政支援であり、保護者への個人給付を基礎として事業者が代理で給付を受けることができます。事業者が給付を受けるには、市長の「確認」が必要となります。

【その他の施設】

- ・企業主導型保育: 企業が従業員の子どもの預かるために開設した保育施設のこと。認可外保育施設に位置づけられ、任意で地域の子どもの受け入れができる
- ・認証保育所: 東京都独自の基準を満たし、認証された認可外保育施設。多様な保育ニーズに対応するため、13時間以上の開所を行う

【教育・保育の量の見込みと確保の内容】

教育・保育の量の見込み(潜在的な需要を含むニーズです。)及びその確保方策は、次ページのとおりです。

なお、確保方策の実施にあたっては、補助制度や保育料などの見直しを図ることによる財源の確保を前提として、財政の見通しを踏まえ、取組を進めます。

<教育・保育の量の見込み及び確保の内容>

単位:人

		令和7年度						令和8年度						
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号			
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	
①量の見込み (必要利用定員総数)	内訳	1,416	3,058		367	943	981	1,306	2,991		368	954	960	
	総数	2,098		2,376	2,291			1,921		2,376	2,282			
確保の内容	総数	2,098		2,376	2,080			1,921		2,376	2,080			
	小計	—		—	367	797	916	—		—	368	796	916	
	内訳	②特定教育・保育施設(定員数)	—		2,317	819		632	—		2,317	819		632
		詳細	—		—	262	557	632	—		—	262	557	632
	内訳	③小規模保育・家庭的保育(定員数)	—		—	214		158	—		—	214		158
		詳細	—		—	84	130	158	—		—	84	130	158
	内訳	④認証保育所等(定員数)	—		59	126		122	—		59	126		122
		詳細	—		—	21	105	122	—		—	22	104	122
	内訳	⑤企業主導型保育(地域枠)	—		0	5		4	—		0	5		4
		詳細	—		—	0	5	4	—		—	0	5	4
内訳	⑥現行の幼稚園(確保数)	2,098		—	—			1,921		—	—			
	【参考値】現行の幼稚園(受入可能数)	3,413		—	—			3,413		—	—			
		令和9年度						令和10年度						
		1号	2号	2号	3号			1号	2号	2号	3号			
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1歳保育	2歳保育	
①量の見込み (必要利用定員総数)	内訳	1,230	2,942		371	967	962	1,171	2,916		370	977	977	
	総数	1,774		2,398	2,300			1,690		2,397	2,324			
確保の内容	総数	1,774		2,556	2,347			1,690		2,556	2,347			
	小計	—		—	373	967	1,007	—		—	373	977	997	
	内訳	②特定教育・保育施設(定員数)	450		2,497	906		692	450		2,497	906		692
		詳細	—		—	289	617	692	—		—	289	617	692
	内訳	③小規模保育・家庭的保育(定員数)	—		—	231		141	—		—	241		131
		詳細	—		—	84	147	141	—		—	84	157	131
	内訳	④認証保育所等(定員数)	—		59	138		110	—		59	138		110
		詳細	—		—	0	138	110	—		—	0	138	110
	内訳	⑤企業主導型保育(地域枠)	—		0	5		4	—		0	5		4
		詳細	—		—	0	5	4	—		—	0	5	4
内訳	⑥現行の幼稚園(確保数)	1,324		一時預かり:幼稚園型Ⅱ		60	60	1,240		一時預かり:幼稚園型Ⅱ		60	60	
	【参考値】現行の幼稚園(受入可能数)	2,513		—	—			2,513		—	—			

単位:人

		令和 11 年度					
		1 号	2 号	2 号	3 号		
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1 歳 保育	2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)	内訳	1,115	2,918		371	980	989
	総数	1,628		2,405	2,340		
確保の内容	総数	1,628	2,556	2,362			
	小計	—	—	373	980	1,009	
	内訳	②特定教育・保育 施設(定員数)	450	2,497	921		692
		詳細	—	—	289	632	692
	内訳	③小規模保育・家庭 的保育(定員数)	—	—	229		143
		詳細	—	—	84	145	143
	内訳	④認証保育所等 (定員数)	—	59	138		110
		詳細	—	—	0	138	110
	内訳	⑤企業主導型 保育(地域枠)	—	0	5		4
		詳細	—	—	0	5	4
内訳	⑥現行の幼稚園 (確保数)	1,178	一時預かり:幼稚園型Ⅱ		60	60	
【参考値】現行の幼稚園 (受入可能数)		2,513	—	—			

表の注釈:

①量の見込み

国の算出式を参考に、本市の実績等から推計を行っています。女性就業率については、本市の女性就業率の実績から将来の推移を予測し、保育ニーズ率の伸び率に反映して算出しています。

②特定教育・保育施設(定員数)

現状では認可保育所のことです。認定こども園や新制度による幼稚園についても、ここに記載することとなります。なお、定員数には、弾力化による人数を含まない人数を表示しています。

③小規模保育・家庭的保育(定員数)

小規模保育、家庭的保育又は事業所内保育で確保する人数です。

④認証保育所等(定員数)

現在の定期的利用保育・認証保育所が、認可保育所及び小規模保育へ移行することを見込んで、設定しています。

⑤企業主導型保育(地域枠)

企業主導型保育のうち、(保育認定を受けた)地域の子どもを受け入れる人数です。

⑥現行の幼稚園(確保数)

確保数は、各年度の量の見込みに対応した人数です。受け入れ人数は、量の見込みにかかわらず、【参考値】の人数まで可能です。

【参考値】現行の幼稚園(受入可能数)

現時点における幼稚園の認可定員数で、受け入れが可能な最大人数です。

前ページの表に示した量の見込みに対しては、2号・3号認定(0歳から5歳まで)に係る保育について、将来的な子どもの人口や保育ニーズの変化も踏まえながら、認定こども園化の支援や公立園の施設更新など、既存の教育・保育施設を最大限に活用するとともに、教育(幼稚園)の希望が強い2号認定(3歳から5歳まで)については、幼稚園の預かり保育の充実を図るよう補助制度を継続し、周知を進めることで対応していきます。

これらの量の拡大を行う際、以下の施策・事業の実施により、質を担保していきます。

- ① 教育の質の確保に資するため、幼稚園に通園する保護者への支援と、教育施設の事業者への支援を引き続き実施します。

*保護者への負担軽減事業費補助の継続

*私立幼稚園への助成の継続

- ② 教育施設における一時預かり・預かり保育の拡充を図るため、補助金等の支援を継続し、国や東京都に要望していきます。

*一時預かり事業・預かり保育事業への補助の継続

- ③ 待機児童を解消するため、認証保育所の事業者及び保護者への支援の継続を図り、認証保育所制度の継続を東京都に要望していくとともに、既存施設である幼稚園等を児童の受入れ先として有効活用するため、入園料等補助及び認定こども園化の支援を図ります。

*認証保育所の事業者及び保護者への支援継続

*私立幼稚園等入園料補助金による保護者への支援

- ④ 子どもの発達を切れ目なく支援するため、2歳で卒園し、3歳から新たな教育・保育施設に通うことになる子どもたちが円滑に移行できるよう、地域における教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を推進します。

*保育・地域支援の質の確保と向上

- ⑤ 地域型保育事業及び認証保育所等に対して、子育て支援推進員による巡回訪問やブロック会議による地域保育所の課題を話し合う場の提供、保育士・保育従事者への研修を行うことで、保育の質の確保を図ります。

- ⑥ 保護者の就労状況にかかわらず子どもを受け入れることができるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用を図るとともに、幼稚園の意向を踏まえた上で、預かり保育の充実を図ります。また、国や東京都の制度の動向に留意しながら、誰でも通園制度に向けた支援を行います。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

(1)利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、幼児教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者に情報提供し、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

実施型	実施内容
特定型	市役所田無庁舎に総合窓口を設置し、地域子育て支援推進員を配置することにより実施していきます。
基本型	地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等から日常的に相談を受けるとともに、子育てに関する情報提供等を行います。地域連携は、「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」を活用して、一体となって実施していきます。
こども家庭センター型	母子保健機能、児童福祉機能のそれぞれにより、相談支援を希望する又は必要とする妊産婦・子育て家庭を対象とし、一体的に支援を実施します。 保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまな相談に応じ、母子保健や子育て支援サービス等の情報提供を行うとともに、支援プランの作成などを行います。併せて、妊娠出産、育児が円滑に安心してできるための相談や支援を行いながら地域基盤へとつないでいきます。また、周産期関係機関等と連携を図り、支援が切れ目なく届くよう整えていきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基本型	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の 内容	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基本型	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2)時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労形態の多様化、通勤事情などに対応するため、保育所に在園する子どもについて、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

保育所において延長保育を実施し、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,450人	1,450人	1,450人	1,450人	1,450人
確保の内容	1,450人	1,450人	1,450人	1,450人	1,450人

(3)放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)は、小学生のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、児童館や学校の余裕教室、専門施設で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。現在、36か所(令和7年3月時点)の施設において実施しています。

「放課後子供教室」は、保護者の就労にかかわらず利用でき、地域の方々の参画を得て、子どもたちにさまざまな体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する事業です。

現在、遊び場開放は全小学校で、学習活動の機会提供(学習支援、体験活動)は12校(令和7年3月時点)で実施しています。今後も保護者のニーズに合わせて学童クラブの充実を図るとともに、児童館・児童センターの活用や放課後子供教室との連携により放課後の居場所づくりを進めます。

量の見込みに対応する提供体制については、タイムシェア¹により過密化の解消を図るとともに、学校内への学童クラブの整備に取り組みます。

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	学童 クラブ	1年生	944人	971人	962人	950人	945人
		2年生	826人	856人	885人	880人	873人
		3年生	724人	735人	769人	802人	806人
		4年生	487人	515人	536人	572人	607人
		5年生	3人	4人	4人	4人	4人
		6年生	1人	1人	2人	2人	2人
		総数	2,985人	3,082人	3,158人	3,210人	3,237人
	その他の 事業	児童館	497人	497人	497人	497人	497人
		放課後子ども 教室	396人	396人	396人	396人	396人
		総数	893人	893人	893人	893人	893人
総数		3,878	3,975人	4,051人	4,103人	4,130人	
確 保 の 内 容	学童クラブ		2,500	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人
	タイムシェア		245	350人	455人	500人	530人
	その他の事業 (児童館・放課後子ども教室)		900	950人	1,000人	1,050人	1,100人
	総数		3,645	3,800人	3,955人	4,050人	4,130人

¹ タイムシェア…学童クラブの過密化対策として、学校の特別教室等を一時的に借用し学童クラブの育成室として利用することで、学童クラブの分散化を図るもの。令和6年度から開始し、令和7年度以降段階的に実施学童クラブを増やす予定。

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が病気や介護などの理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設で、子どもの保護を行う事業です。

本市では、市内にある児童養護施設に委託して実施しています。

今後も、引き続き同様の提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	233人日	226人日	223人日	223人日	222人日
確保の内容	233人日	226人日	223人日	223人日	222人日

(5)乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭に、保健師、助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児のいるすべての家庭が安心して子育てを始められるように、保健師、助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や保健指導を行います。併せて、子育てについて、保護者やご家庭の状況に合わせて、様々な事業や相談につないでいきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,347人	1,345人	1,344人	1,344人	1,346人
確保の内容	1,347人	1,345人	1,344人	1,344人	1,346人

(6)養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業

■養育支援訪問事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

また、妊娠期から出産期までの不安や悩みが生じる時期において、特に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対して、予防的な子育て支援を目的に、産前産後の支援を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	81人	81人	80人	80人	79人
確保の内容	81人	81人	80人	80人	79人

■要保護児童等の支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性及び連携の強化等を行います。

(7)子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ支援事業です。

また、妊娠期から出産期までの不安や悩みが生じる時期において、特に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対して、予防的かつ総合的な子育て支援を行います。

現在は育児支援訪問支援員を会計年度任用職員として雇用し、事業を実施していますが、今後は、安定的なサービス提供を実施するため、事業の委託化を検討しています。また、産前から産後における支援については、本市では家事育児支援として実施しています。今後も、引き続き同様の提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	228人日	275人日	274人日	273人日	271人日
確保の内容	228人日	275人日	274人日	273人日	271人日

(8)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

(9)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする支援事業です。

本市では、10代～20代前半の若年妊婦と若年ママを対象とした情報交換や相談を行う事業を2か月に1回程度実施しています。今後も引き続き同様の提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
確保の内容	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日

(10)地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センター5か所、児童館11か所、子育てひろば2か所で、子育ての相談や情報提供、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

今後は、公共施設等総合管理計画に基づき、地域子育て支援センターを中学校区域に1か所配置することを目指して、拡充を図っていきます。

児童館については、児童数の減少の中、児童館における乳幼児のための居場所の維持を図っていきます。

子育てひろばについては、市内2か所を継続して運営していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	地域子育て 支援センター	31,599人日	27,456人日	28,128人日	27,512人日	26,295人日
	児童館	38,556人日	33,501人日	34,321人日	33,570人日	32,085人日
	子育て ひろば	20,096人日	17,462人日	17,889人日	17,497人日	16,723人日
	合計	90,251人日	78,419人日	80,338人日	78,579人日	75,103人日
確保 の内容	地域子育て 支援センター	32,000人日	32,000人日	32,000人日	32,000人日	32,000人日
	児童館	42,000人日	42,000人日	42,000人日	42,000人日	42,000人日
	子育て ひろば	20,096人日	20,096人日	20,096人日	20,096人日	20,096人日
	合計	94,096人日	94,096人日	94,096人日	94,096人日	94,096人日
確保の方策 (実施施設)	地域子育て 支援センター	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	児童館	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
	子育て ひろば	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	合計	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所

(11)一時預かり事業(預かり保育)

保護者が仕事、疾病、レスパイト、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園や保育所などにおいて一時的な預かりを行う事業です。

①幼稚園(1号・2号)の一時預かり事業について

保育時間及び長期休暇中の事業拡充を図るため、幼稚園に対する補助金等の支援を継続し、1号、2号の区分にかかわらず量の見込みに対応できる提供体制を確保していきます。

②その他(幼稚園以外)の一時預かり事業について

- * 保育所における一時預かり事業・・・現在実施している保育所で引き続き実施することを基本とし、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。今後は、保育所の定員の弾力化解消に伴って一時預かり事業の拡充を図るとともに、こども誰でも通園の制度動向やニーズについても注視し、一時預かり事業との整理を図っていきます。
- * ファミリー・サポート・センター事業・・・サポート会員を増やすことを目指し、地域の活動団体等を通じて積極的な広報活動を行います。また、ファミリー会員へ安心・安全なサービス提供体制が確保できるように、相互援助活動について丁寧な調整を行い、利用者の満足度が高まるよう努めます。今後は、多様なニーズの変化に対応できる体制について検討し、将来を見据えた体制づくりを目指します。
- * 一時預かり事業のさらなる拡充を図るため、空き定員の活用や民間事業者へ協力を求めるなどの、調整・検討等を行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園(1号・2号)						
量の見込み	1号	17,542人日	17,542人日	17,542人日	17,542人日	17,542人日
	2号	101,058人日	101,058人日	101,058人日	101,058人日	101,058人日
	合計	118,600人日	118,600人日	118,600人日	118,600人日	118,600人日
確保の内容		118,600人日	118,600人日	118,600人日	118,600人日	118,600人日
その他(幼稚園以外)						
量の見込み	保育所一時預かり	13,325人日	12,607人日	12,185人日	12,179人日	12,058人日
	ファミリー・サポート・センター(未就学児)	2,709人日	2,636人日	2,594人日	2,593人日	2,581人日
	合計	16,034人日	15,243人日	14,779人日	14,772人日	14,639人日
確保の内容		16,034人日	15,243人日	14,779人日	14,772人日	14,639人日

(12)病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気となった児童(病児)や病気回復期の児童(病後児)が、教育・保育施設に通えない又は保護者による保育ができない場合に、病院に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。

本市では市内にある医療機関に委託して実施しています。今後も引き続き同様の提供体制を確保します。

また、児童が保育中に発熱する等、体調不良となった場合において、民間保育所に看護師等を配置することで緊急的な対応を図り、安心かつ安全な体制を確保します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	病児・病後 児保育	3,195人日	3,145人日	3,074人日	3,010人日	2,962人日
	体調不良時 対応	1,761人日	1,761人日	1,761人日	1,761人日	1,761人日
	合計	4,956人日	4,906人日	4,835人日	4,771人日	4,723人日
確保の 内容	病児・病後 児保育	5,860人日	5,860人日	5,860人日	5,860人日	5,860人日
	体調不良時 対応	1,761人日	1,761人日	1,761人日	1,761人日	1,761人日
	合計	7,621人日	7,621人日	7,621人日	7,621人日	7,621人日

(13)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者(ファミリー会員)と、支援を行うことを希望する者(サポート会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

サポート会員を増やすことを目指し、地域の活動団体等を通じて積極的な広報活動を行います。

また、ファミリー会員へ安心・安全なサービス提供体制が確保できるように、相互援助活動について丁寧な調整を行い、利用者の満足度が高まるよう努めます。

今後は、多様なニーズの変化に対応できる体制について検討し、将来を見据えた体制づくりを目指します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	低学年	1,446人日	1,448人日	1,428人日	1,370人日	1,327人日
	高学年	370人日	371人日	366人日	351人日	340人日
	合計	1,816人日	1,819人日	1,794人日	1,721人日	1,667人日
確保の内容		1,816人日	1,819人日	1,794人日	1,721人日	1,667人日

(14)妊婦健康診査事業

妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行います。

現在と同様に、契約医療機関で個別健診を実施し、提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,239人	1,237人	1,236人	1,236人	1,238人
確保の内容	1,239人	1,237人	1,236人	1,236人	1,238人

(15)実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯又は多子世帯の子どもの保護者が教育・保育施設等に支払うべき給食の食材料費及び物品の購入費等を助成する事業です。

本市では、幼稚園を利用する子どものうち、対象となる人数を数値化しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	247人	235人	228人	229人	227人
確保の内容	247人	235人	228人	229人	227人

(16)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

市の地域子育て支援推進員が巡回訪問・相談を行う等、新規施設に対する継続的な支援を行うとともに、所管課窓口での手続きに係る支援や助言等を行います。

(17)妊婦等包括相談支援事業

出産や育児等に関する継続的な情報発信や、必要な支援につなぐ相談支援を行う事業です。

妊娠届出時や妊娠8か月頃のアンケート、及び乳児家庭全戸訪問において実施します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数等 (対象者数)	1,347人	1,345人	1,344人	1,344人	1,346人
	1組当たり 面談回数(回)	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計 回数(回)	4,041回	4,035回	4,032回	4,032回	4,038回
確保の内容		4,041回	4,035回	4,032回	4,032回	4,038回

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

全ての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園支援事業です。月一定時間については、令和8年度及び9年度は3時間(内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体における経過措置に基づく)、令和10年度以降については、10時間と設定しています。

本市においては、こども誰でも通園制度の本格実施を見据え、令和7年度は準備期間とし、令和8年度から実施します。令和7年度中は、未就園の2歳児を対象にした預かり保育(東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業)を幼稚園において実施することで対応しつつ、ニーズを捉え、令和8年度以降の確保策を検討していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	0歳児	0人日	8人日	8人日	24人日	24人日
	1歳児	0人日	8人日	6人日	17人日	16人日
	2歳児	0人日	7人日	6人日	19人日	19人日
確保の 内容	0歳児	0人日	8人日	8人日	24人日	24人日
	1歳児	0人日	8人日	6人日	17人日	16人日
	2歳児	0人日	7人日	6人日	19人日	19人日

(19)産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

本市においては、デイサービス(日帰り)及びショートステイ(宿泊)を市内及び近隣市にある医療機関等に委託して実施しています。利用実績は増加傾向にあるため、動向を注視し、今後も提供体制の確保を推進します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	デイサービス	310人日	309人日	309人日	309人日	309人日
	ショートステイ	275人日	275人日	275人日	275人日	275人日
	合計	585人日	584人日	584人日	584人日	584人日
確保の 内容	デイサービス	310人日	309人日	309人日	309人日	309人日
	ショートステイ	275人日	275人日	275人日	275人日	275人日
	合計	585人日	584人日	584人日	584人日	584人日

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制と進行管理

計画を着実に推進するために、庁内各部署における連携・協力体制を強化し、全庁が一体となって取組を進めていきます。また、市全体として子ども・若者の育ちの支援に取り組むことが必要不可欠であり、子ども・若者に関わる市民や団体、事業者や関係機関との連携の強化を図ります。

子ども・若者の権利の観点においては、庁内関係部署が様々な取組を子ども・若者の権利の普及啓発の機会ととらえ、アンケート調査やヒアリング調査、意見交換会等で子ども・若者から意見を聞き、提案された内容の施策への反映に努めます。

計画の着実な進行を管理するために、PDCAサイクルに基づき、子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取組がされているか検証を行い、施策の推進や改善につなげていきます。

2 計画の評価・検証

(1) 計画全体の検証

毎年度、第4章の重点的な取組及び第5章の基本的施策の取組状況を中心に調査し、庁内で組織する「子ども施策推進本部」や、市民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「子ども子育て審議会」において、点検・評価を行います。

市は点検・評価結果を踏まえ、施策の改善に繋がります。

(2) 子ども・子育て支援事業計画(第3期)(第6章)の検証

毎年度、市が実施状況をまとめ、「子ども子育て審議会」において、目標の達成状況などについて点検・評価を行います。

点検・評価の内容を踏まえ、必要に応じて計画中間期に見直しを行います。

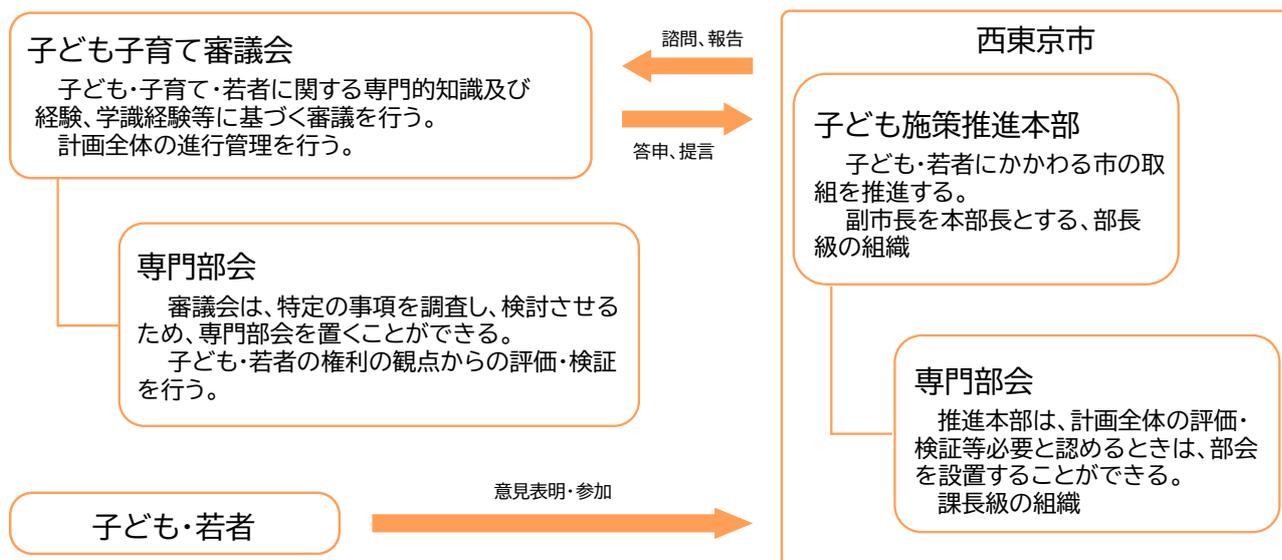
(3) 子ども・若者の権利の観点からの施策の検証

計画全体の点検・評価に加え、毎年度、「子ども子育て審議会の専門部会」が子ども・若者の権利の保障の観点から検証を行います。

検証の結果をもとに施策の改善策などについて審議し、市へ提言を行います。市は提言の内容を踏まえて施策の推進や改善を図ります。

また、子ども会議をはじめとする子ども・若者の意見を聞く場を設け、その意見が計画に反映されるように努めます。

〈評価・検証の体制〉



資料編

あ行

医療的ケア児 (p66)

医療的ケアを必要とする子どものこと。在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」という。

インクルーシブ教育 (p67)

障害や病気の有無、人種、宗教、性別といった様々な違いや課題を乗り越えて、すべての子どもがともに学び、育つ教育方法

か行

子育て応援アプリ「いこいこ」 (p46)

本市で妊娠や出産、子育てをする方に子育て情報を提供するアプリ。予防接種スケジュールの自動作成機能や、子育て支援施設や医療機関の検索機能がある。

子育てひろば (p46、62、63、85)

親子が集まって過ごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする場で、本市には、「のどか広場」「ピッコロ広場」、「地域子育て支援センター」、児童館での事業がある。

子ども・子育て関連3法 (p6)

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律

子ども相談室ほっとルーム (p16、45、50、56)

子どもの権利擁護委員(CPT:Children Protect Team)が子どもの権利侵害について相談を受け、救済につなげるための場所。愛称は「ほっとルーム」で、子どもの権利擁護委員の愛称「CPT」とともに、子どもの参加により決定した。

こども大綱 (p4、6)

令和5年12月に閣議決定された、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める大綱。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

こども家庭センター（p63、64、71、81）

子ども・子育て家庭・妊産婦の方に対する保健・医療・福祉による包括的な切れ目のない支援を行うために構築された、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援体制。児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月1日に設置された。

子どもLINE相談 いこいーな窓口@西東京（p45、56）

18歳までの本市に在住・在学・在勤している人であれば誰でも相談できる、市の公式LINE

さ行

里親制度（p65）

保護者がいないか、保護者がいても子どもを養育できない等、さまざまな事情から家庭で生活できない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間（原則として1か月以上）一般家庭に迎える制度。東京都では「ほっとファミリー」という愛称で推進している。

児童館・児童センター（p52、55、64、82）

児童福祉法に基づく児童厚生施設で、主に乳幼児から高校生年代（0歳～18歳未満）までを対象とし、年齢の異なる子どもたちが一緒に遊び、さまざまな体験をしながら、共に育っていくことを目的とした、地域の遊び場

児童福祉機能（p81）

全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。また市民や関係機関からの連絡を受け、状況・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、必要な連絡調整等を行う。

障害児保育（p67）

療育施設、通園施設、通園事業、保育所、幼稚園等における障害児を対象とする保育の制度、施設、実践の総称

情報リテラシー（p59）

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

スキップ教室（p57）

様々な理由から学校に登校していない市内在住の小・中学校の児童・生徒に対し、社会的な自立に向けた支援を行う場所。「スキップ田無教室」と「スキップ保谷教室」の2か所を開設している。

スクールカウンセラー（p56、57）

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられる。

スクールソーシャルワーカー（p56、57）

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向けた支援を行う専門家

青少年育成会（p53、59、61、65）

青少年の健全育成のために活動をしている団体で、小学校通学区域ごとに活動をしている。地域の子どもたちに様々な行事を実施したり、通学路などの安全点検、防犯・非行防止のためのパトロール等を行っている。

た行

地域子育て支援センター（p7、46、62、63、81、85）

市内の公立保育園を基幹型保育園として位置づけ、地域子育て支援センターを開設し、施設内の親子で遊べる部屋や園庭を開放している。妊婦、プレパパ及び就学前までの子どもとその保護者に子育て相談・子育て講座等各種子育て支援を行っている。

な行

ニコモルーム（p57）

学校に登校していない18歳までの児童・生徒等と保護者に、家庭訪問や来室相談、居場所利用などによる支援を行う。

ニコモテラス（p57）

学校に登校していない小・中学生のうち、継続的な支援につなげていない児童・生徒を適切な支援につなぐために、体験フリースペースの利用や進路等の情報提供、家庭訪問等の支援を行う。

は行

ファミリー学級（p33、61）

これから親になる人が安心して出産・育児ができるよう、助産師・保健師・管理栄養士等が出産・育児や行政サービス等について話し、参加者同士の交流を行う市の講座。

ホームヘルパー（p65、67、70）

居宅において育児、食事、掃除、洗濯などの家事・育児に関するサービスを行う者

母子・父子自立支援プログラム（p70）

児童扶養手当の受給者の状況・ニーズ等に対応した自立目標及び当該受給者の就労支援の内容を設定したプログラムで、申請を受けて母子・父子自立支援プログラム策定等事務嘱託員が策定する。これに基づき各種支援事業等を活用することで、児童扶養手当の受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施する。

母子保健機能（p81）

妊娠期から予防的な支援を中心とし、妊娠・出産・子育てに関するリスクに関係なく、妊婦面接等の場を通して、全件を対象に状況の把握、相談・助言、情報提供し、必要な支援や機関につないでいく。

や行

ヤングアダルト世代（p7、55）

子どもと大人の狭間の世代。西東京市図書館では、13歳から18歳を対象とした青春期特有のテーマである、友情、恋愛、自立、職業、生き方等を扱った読み物、絵本、ノンフィクション等を中心に様々な分野の本を収集している。

ヤングケアラー（p4、25、37、57、84）

本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などの日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

要保護児童（p34、57、65、71、81、83）

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のこと。

ら行

レスパイト（p65、67、86）

子育てや障害のある子どもをケアしている家族等が、一時保育等を利用し、一時的に休息を取れるよう支援を行うこと。